

令和6年定例会環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

- | | | | |
|------|--|----|------------|
| (1) | 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（関係分） | 1 | |
| (2) | 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について | 2 | 別冊1 |
| | ・三重県地方卸売市場 | | |
| | ・三重びよクエの森（三重県民の森） | | |
| | ・伊賀上野びよクエの森（三重県上野森林公園） | | |
| (3) | 「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和5年度版）」について | 8 | |
| (4) | 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき令和5年度に実施した施策の実施状況報告について | 10 | 別冊2 |
| (5) | 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正について | 12 | 別添1 |
| (6) | 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（中間案）について | 16 | 別冊3
別添2 |
| (7) | 「三重県農業農村整備計画」（中間案）について | 20 | 別冊4
別添3 |
| (8) | 「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況（令和5年度版）について | 22 | 別添4 |
| (9) | 「みえ木材利用方針」に基づく施策の実施状況（令和5年度版）について | 24 | |
| (10) | 令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施状況について | 26 | 別冊5 |
| (11) | ツキノワグマの出没増加への対応について | 28 | |
| (12) | 「三重の森林づくり基本計画」（中間案）について | 32 | 別冊6
別添5 |
| (13) | 「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策の実施状況（令和5年度版）について | 34 | |
| (14) | 第44回全国豊かな海づくり大会の開催について | 36 | 別冊7
別添6 |
| (15) | 「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」（中間案）について | 38 | 別冊8
別添7 |
| (16) | 各種審議会等の審議状況の報告について | 40 | |

- 【別冊 1】 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
- 【別冊 2】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
令和 5 年度実施状況報告（案）
- 【別冊 3】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案）
- 【別冊 4】 三重県農業農村整備計画（中間案）
- 【別冊 5】 みえ森と緑の県民税令和 5 年度事業成果報告書
- 【別冊 6】 三重の森林づくり基本計画（中間案）
- 【別冊 7】 第44回全国豊かな海づくり大会基本計画
- 【別冊 8】 三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画（中間案）

(1) 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（関係分）

【環境生活農林水産常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
6-1	農業の振興	農林水産部	地域にはそれぞれ特徴的なお茶がある中、県全体で「伊勢茶」という名称を用いて、県が茶業の振興を図ることについて、各地域のブランド茶の生産者等に対してその旨を説明しながら、連携した取組を進めてまいりたい。	県では、三重県が全国第3位の茶産地であることの認知度の向上を図るうえで、「伊勢茶」という統一名称を用いて関係団体と連携した宣伝に取り組んでいます。引き続き、各地域の生産者等に対してその旨を説明しながら、連携した取組を進めてまいります。
6-1	農業の振興	農林水産部	国際情勢に左右されないよう、農業集落排水汚泥等の国内資源を活用した肥料の利用拡大について進められたい。	今年度は、農業集落排水汚泥の肥料利用に取り組む市町に対して調査を行い、県内の実情を把握することとしており、将来の国内資源を活用した肥料の利用拡大に向けて、検討を進めてまいります。
6-1	農業の振興	農林水産部	農地の確保について引き続きしっかりと取り組まれたい。	ほ場の大区画化や生産条件が不利な地域でのきめ細かな整備に取り組むとともに、地域の共同活動への支援等を通じて農地の確保を進めてまいります。
6-2	林業の振興と森林づくり	農林水産部	森林整備に重要な境界明確化への航空レーザ測量の活用についても記述されたい。	ご意見をふまえ、航空レーザ測量成果等を活用した効率的な森林境界明確化の促進に取り組むことを記載しました。

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 管理状況の県議会への報告（令和5年度分）

農林水産部が所管する公の施設で、指定管理者が管理を行った施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和5年度における管理状況を報告するものです。（別冊1）

2 農林水産部における指定管理者制度の状況

農林水産部が所管する公の施設で、指定管理者が管理を行った施設は次の3施設です。

施設の名称	指定管理者	指定期間
三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
三重びよクエの森 (三重県民の森)	NPO法人 ECCOM	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
伊賀上野びよクエの森 (三重県上野森林公園)	NPO法人 ECCOM	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

3 評価基準

(1) 指定管理者の自己評価の基準

①「管理業務の実施状況」の評価区分

- 評価区分「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
評価区分「B」 → 業務計画を順調に実施している。
評価区分「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
評価区分「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

②「施設の利用状況」の評価区分

- 評価区分「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
評価区分「B」 → 当初の目標を達成している。
評価区分「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
評価区分「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

③「成果目標及びその実績」の評価区分

- 評価区分「A」 → 成果目標を全て達成し、特に優れた実績を上げている。
評価区分「B」 → 成果目標を達成している。
評価区分「C」 → 成果目標を十分には達成できていない。
評価区分「D」 → 成果目標を達成できず、大きな改善を要する。

(2) 県の評価基準

- 評価区分「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
評価区分「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
評価区分「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和５年度分＞（概要）

施設の名称	三重県地方卸売市場			
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社			
指定期間	平成31年４月１日～令和６年３月31日			
管理業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の収受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務			
成果目標	○県が設定する目標 ・市場施設の活用（施設利用面積比率） 90%以上 ・親しまれる市場づくり（市場の交流人口） 年間延べ３万人以上 ○指定管理者からの提案型事業目標 ・市民向け公開講座等の開催 年間12回以上 ・売買参加者の新規登録者数 年間２者以上 ・市場からのごみ排出量 年間1,000 t 以下			
成果目標に対する実績（令和5年度）	○県が設定する目標 ・市場施設の活用（施設利用面積比率） 92.4% ・親しまれる市場づくり（市場の交流人口） 年間延べ29,869人 ○指定管理者からの提案型事業目標 ・市民向け公開講座等の開催 年間６回 ・売買参加者の新規登録者数 年間２者 ・市場からのごみ排出量 年間785 t			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R 4	R 5	R 4	R 5
1 管理業務の実施状況	B	B	+	+
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+
県の総括的な評価	①県が設定する成果目標について、「市場施設の活用（施設利用面積比率）」は92.4%と目標である90%を超えており、目標を達成している。一方で、「親しまれる市場づくり（市場の交流人口）」は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、令和４年度より改善しているものの達成率は99.6%とわずかに目標に届かなかったが、「いちばの料理教室」等の集客型イベントの開催やホームページ・SNSの利活用等の活動により、市場活性化に向け工夫し取り組んでいる点を評価し、「成果目標及びその実績」について＋評価とした。 ②指定管理者からの提案型事業目標について、「売買参加者の新規登録者数」と「市場からのごみ排出量」は目標を達成している。一方で「市民向け公開講座等の開催」は目標を達成できなかったが、公開講座の代替として、レシピ動画の作成及び公開等、工夫した取組を行っている。 ③管理運営業務について、市場内事業者の利用許可・営業承認業務等を適切に実施し、県が行う大規模修繕では、場内事業者との調整を適切に行うとともに、指定管理者による小規模修繕（年間延べ123件）により、市場施設の維持・管理を十分に行っている。さらに、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を推進するため、巡視や指導を行っており、市場施設内の衛生管理の徹底を図っていることを総合的に評価し、「管理業務の実施状況」について＋評価とした。 ④今後も引き続き、インターネットやSNSを利活用したPR活動を実施するとともに、場内事業者と連携し、市場の魅力発信や消費者との交流等の取組がより一層進むことを期待する。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価に比べて高く評価した。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価に比べて高く評価した。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜全期間評価＞（概要）

施設の名称	三重県地方卸売市場									
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社									
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日									
管理業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の収受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務									
成果目標	○県が設定する目標 ・市場施設の活用（施設利用面積比率） 90%以上 ・親しまれる市場づくり（市場の交流人口） 年間延べ3万人以上 ○指定管理者からの提案型事業目標 ・市民向け公開講座等の開催 年間12回以上 ・売買参加者の新規登録者数 年間2者以上 ・市場からのごみ排出量 年間1,000 t 以下									
評価項目の内容	H31		R 2		R 3		R 4		R 5	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B	+	B	+	B	+	B	+	B	+
2 施設の利用状況	B		B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		C		C	+	C	+	C	+
指定期間全体の県の総括評価	○成果目標について、「市場施設の活用（施設利用面積比率）」、「売買参加者の新規登録者数」及び「市場からのごみ排出量」の3つの項目については、全ての年度で目標を達成したが、「親しまれる市場づくり（市場の交流人口）」及び「市民向け公開講座等の開催」については、達成しなかった。一方で、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限される中、「いちばの料理教室」のレシピ動画公開やホームページ・SNSを利活用した情報発信の回数を増やすなど、市場活性化に向けた取組を工夫し、状況改善を図ってきた点は評価できる。 ○管理業務について、場内事業者の利用許可・営業承認業務等を適切に実施するとともに、県が行う大規模修繕において、場内事業者との調整を適切に行った。また、5年間で延べ656件の小規模修繕を行っており、市場施設の維持・管理に努めた。さらに、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の徹底や「事業継続計画（BCP）」の見直しを行っており、危機管理に関しても十分に取り組んでいる。 ○施設の利用について、施設利用面積比率が全ての年度で目標である90%を超えており、市場施設の有効利用を図っている。その中でも、施設利用面積比率が低い関連商品売場棟の利用率向上に向け、新規事業者の誘致活動を行うなど、市場施設の更なる有効利用に向けた取組を行ってきた。 ○第3期期間は、市場施設の老朽化が進む中、場内事業者からの要望を取りまとめ、修繕等の施設管理を適切に行った。また、衛生管理についてもHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の徹底を図っており、食品流通を担う県の市場としての役割を果たした。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、特に外部との交流に関する業務を行うことが非常に難しい状況であったが、ホームページやSNSを上手く利活用し、柔軟な対応を行うなど、市場を取り巻く環境を理解し、適切に対応した点を評価したい。									

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和5年度分＞（概要）

施設の名称	三重びよクエの森（三重県民の森）			
指定管理者	NPO法人 ECCOM			
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日			
管理業務の内容	1 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 2 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他県民の森の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 133,000人 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者の満足度 92%			
成果目標に対する実績 （令和5年度）	年間の施設利用者数 159,503人 施設利用者の満足度 89.5% 自然体験型イベント参加者の満足度 95.9%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R 4	R 5	R 4	R 5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	B		
3 成果目標及びその実績	A	B		
県の総括的な評価	① 成果目標については、「年間の施設利用者数」「施設利用者の満足度」「自然体験型イベント参加者の満足度」の全ての指標で目標を達成しているが、いずれも令和4年度実績を下回った。 ② 森林、植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、良好な景観の維持に努めている。利用施設の保守点検、日常点検、清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③ 公園利用者のために、インターネットによる広報や利用受付を行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。 ④ イベントについては、感染症対策を徹底したうえで、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、105回（このうち自然体験型イベントは92回）開催しており、自然体験型イベント参加者の満足度は95.9%と高く、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤ 「みえ森林教育ステーション」では、安全・安心な利用に向けた運営に努めている。 ⑥ 「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除等の取組を行っており、生物多様性の確保に努めている。また、桑名高校、四日市西高校の生徒が取り組む「フクロウ保護プロジェクト」にも引き続き協力している。 ⑦ 業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、職員を三重県民の森管理事務所に常勤として3名、非常勤として3名配置している。また、危機管理に関して、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑧ 利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、令和5年度においても全ての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながっている。今後も引き続き、利用者の満足度向上につながる新たなサービスの提供に取り組まれない。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和5年度分＞（概要）

施設の名称	伊賀上野びよクエの森（三重県上野森林公園）			
指定管理者	NPO法人 ECCOM			
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日			
管理業務の内容	1 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 2 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他森林公園の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 82,000人 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者の満足度 92%			
成果目標に対する実績 (令和5年度)	年間の施設利用者数 119,276人 施設利用者の満足度 93.4% 自然体験型イベント参加者の満足度 96.0%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R 4	R 5	R 4	R 5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	A	A		
県の総括的な評価	① 成果目標については、「年間の施設利用者数」「施設利用者の満足度」「自然体験型イベント参加者の満足度」の全ての指標で目標を達成している。 ② 森林、植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、良好な景観の維持に努めている。利用施設の保守点検、日常点検、清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③ 利用者のために、インターネットによる広報や利用受付を行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。また、伊賀地域の小学校、幼稚園、保育園等の子ども達を対象とした自然体験プログラムを開催するなど、森林教育の場としての園内利用のPRに努めている。 ④ イベントについては、感染症対策を徹底したうえで、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、146回（このうち自然体験型イベントは107回）開催しており、自然体験型イベント参加者の満足度は96.0%と高く、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤ 公園ボランティアの「モリメイト」との協働で森林の整備を実施し、動物（野鳥、昆虫、小動物）への影響も含めた生態系に配慮した管理を行っている。また「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除等の取組を行っており、生物多様性の確保に努めている。 ⑥ 業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、職員を森林公園管理事務所に常勤として3名、非常勤として3名配置している。また、危機管理に関して、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑦ 利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、令和5年度においても全ての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につなげている。今後も引き続き、利用者の満足度向上につながる新たなサービスの提供に取り組まれない。			

※県の評価について

管理業務の実施状況 : 指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況 : 指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績 : 指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

(3) 「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (令和5年度版)」について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表しています。

年次報告書(令和5年度版)の概要

安全・安心な食品が安定的に供給されるよう、監視指導を着実に実施するとともに、ウェブサイトや研修会等の多様な方法を活用して消費者や食品関連事業者等への情報発信や啓発に取り組みました。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農薬や肥料、動物・水産用医薬品、飼料等の適正な流通と使用を確保するため、販売事業者等への立入検査を実施しました。その結果、違反事例はありませんでした。
- ② 消費者に安全な食品を提供するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視指導や食品の収去検査を実施しました。また、監視指導時に「食品表示法」に基づき、加工食品等における食品表示状況の確認に取り組み、不適正表示に対して改善指導を実施しました。
- ③ 水産物の安全確保を図るため、県内産二枚貝の麻痺性貝毒および下痢性貝毒の含有量について検査を実施しました。その結果、令和5年1月31日から実施していた、度会海域のヒオウギガイ毒化(麻痺性貝毒)による出荷自主規制について、解除基準を満たしたため、令和5年11月30日をもって解除しましたが、令和6年3月14日の検査で再度麻痺性貝毒の発生が確認されたため、旧南勢町海域(令和5年12月より度会海域の調査海域を細分化)でヒオウギガイの出荷自主規制を要請しました。

【今後の対応】

生産から加工・調理・販売の各段階において、監視指導および収去検査を実施するとともに、これらの情報について、県民に対しより迅速かつ的確に提供します。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 食中毒の発生を防止するため、細菌性食中毒のリスクが高まる夏期に食中毒警報を発令しました。また、食品事故の防止に向け、食品等事業者に対して、食中毒予防の啓発、「食品衛生法」の改正に伴う制度変更内容の周知、HACCPに沿った衛生管理の導入支援のための講習会や衛生監視を実施しました。
- ② 食の安全・安心や環境に配慮した取組の周知を図るため、国際水準GAPや「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」について、商談会の機会やウェブサイト等を通じて情報提供しました。
- ③ 食品関連事業者における食の安全・安心確保に向けた意識を高めるため、医療保健部、環境生活部および農林水産部が連携し、食品関連事業者に対してコンプライアンス研修会を開催しました。
- ④ 消費者に安全・安心な県産農林水産物が安定的に供給されるよう、国際水準GAPや農場HACCP、水産エコラベルの認証取得や実践活動を支援するとともに、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」や「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を普及推進するための講習会の開催等に取り組みました。

【今後の対応】

食品関連事業者等が行う自主的な食の安全・安心を確保する活動を促進するとともに、県民に広く周知します。また、食品関連事業者の法令への理解やコンプライアンス意識の向上が図られるよう、研修会の開催等に取り組みます。さらに、県産農林水産物に対する消費者の信頼が高まるよう、国際水準GAPや農場HACCP等の認証取得の促進と消費者の認知度向上を図ります。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民が食中毒予防の知識や食の安全・安心に関する正しい情報を収集し、自ら判断し選択できるよう、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」において、食に関する情報を掲載するとともに、食品表示や景品表示に関する情報の発信に取り組みました。
- ② 県民に適切な食習慣の定着を図るため、幅広い世代が利用する県立図書館等において、野菜摂取をはじめとしたバランスのよい食生活の実践や栄養成分表示の活用に向けたパンフレットの配布や展示を行うなど、啓発に取り組みました。また、「野菜フル350の推進で糖尿病等生活習慣病予防をめざそう」をテーマに「みえの食フォーラム」を開催し、野菜摂取量の増加等の望ましい食生活の推進についての情報共有と啓発を行いました。
- ③ 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を開催し、優秀作品を表彰するとともに、「みえ地物一番給食の日」の充実や学校給食における地域食材の使用を推進しました。

【今後の対応】

県民の食に関する合理的な選択を促進するため、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」において、引き続き、食の安全・安心にかかる情報をわかりやすく発信します。また、各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、「第4次三重県食育推進計画」に基づき、豊かな生活、地域、環境を支える食育の推進に取り組むとともに、減塩や野菜摂取等、バランスの良い食生活に向けた普及啓発に取り組みます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 食の安全・安心確保に向けて、食品等事業者団体と連携し、食品衛生責任者の新規養成や食品衛生指導員の知識向上のための講習会を開催しました。
- ② 「みえの食」の将来を担う人材を確保・育成するため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、ISO-HACCPや食品衛生7S等の研修事業を実施したほか、食関連産業で活躍したいと考える人材と事業者をつなぐ取組として、産学コラボ商品の開発等を実施しました。
- ③ 県民、食品関連事業者等および県が、食の安全・安心やリスクへの対応に向けた正確な情報の共有と相互理解を深めるため、対面によるリスクコミュニケーションを実施しました。また、県民の食の安全・安心に関する理解促進と意識向上を図るため、関係団体と連携して「食の安全・安心研修会」を開催しました。

【今後の対応】

食品等事業者が食品の衛生的な取扱いや専門的な知識を習得できるよう、食品衛生責任者や食品衛生指導員の養成、知識向上のための講習会を開催します。また、県民、食品関連事業者等および県が、食品衛生や食品表示等に関する正しい知識を共有し、相互理解を深められるよう、意見交換会や研修会を開催し、リスクコミュニケーションの機会創出に取り組みます。

(4) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」 に基づき令和5年度に実施した施策の実施状況報告について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき令和5年度に実施した施策の実施状況については、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第5項の規定に基づき、毎年、公表しています。(別冊2)

1 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

目標項目		目標	実績	達成率
基本 目標	農業産出等額	1,222 億円 (令和4年)	1,188 億円 (令和4年)	97%
取組 目標	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	80% (令和4年度)	84.2% (令和4年度)	100%
	産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	20 産地	20 産地	100%
	高収益型畜産連携体数(累計)	28 連携体	28 連携体	100%
	農業の生産・流通における安全・安心確保率	100%	100%	100%

【令和5年度の取組状況】

大豆など一部の農産物で天候不順の影響等による収量低下や、国内における需要減少による茶の価格低下により産出額が減少したものの、生産者団体と連携し、農畜産物の生産拡大や魅力発信に着実に取り組んだ結果、米や麦、畜産物における産出額が増加し、基本目標をおおむね達成しました。4つの取組目標については、全て達成しました。

【今後の取組方向】

「三重の水田農業戦略 2020」に基づき、米、麦、大豆の安定生産や販売促進、生産性向上につながるスマート農業技術の実装に取り組みます。また、「伊勢茶振興計画」に基づき、農業者の所得向上と消費拡大に向けた取組を進めます。さらに、高収益型畜産連携体の育成や家畜伝染病に対する防疫体制の強化を図ります。

2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

目標項目		目標	実績	達成率
基本 目標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	40%	32.5%	81%
取組 目標	地域活性化プラン策定数(累計)	589 プラン	589 プラン	100%
	担い手への農地集積率	52%	46.0%	88%
	新規就農者数(単年度)	180 人	121 人	67%
	農業と福祉との連携による新たな就労人数(単年度)	48 人	49 人	100%
	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	55.2%	55.2%	100%
	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	300 件	300 件	100%

【令和5年度の取組状況】

担い手への農地集積や農業者の経営課題の解決に向けた専門家派遣、農繁期における短期労働力の活用、農福連携といった多様な担い手の確保・育成、生産基盤の計画的な整備等の取組を進めましたが、肥料やエネルギー価格の高騰による経営コストの増加等の影響から、基本目標と6つの取組目標のうち2つの項目については、達成できませんでした。

【今後の取組方向】

地域の話し合いを通じた担い手への農地の集積・集約化を促進し、所得の向上を図るとともに、新規就農者の就農前から経営発展の各段階に応じたサポートを行います。

また、小規模な家族農業の継続支援、障がい者等の農業分野への就労等、多様な担い手による農業への従事の促進とともに、計画的な生産基盤の整備に取り組みます。

3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

目標項目		目標	実績	達成率
基本目標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)	70 取組	75 取組	100%
取組目標	農山漁村の交流人口	1,623 千人 (令和4年度)	1,679 千人 (令和4年度)	100%
	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	58.5%	56.2%	96%
	ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	4,376ha	4,727ha	100%
	「人・農地プラン」を策定した中山間地域の集落率	35%	42.7%	100%
	野生鳥獣による農業被害金額	204 百万円以下 (令和4年度)	161 百万円 (令和4年度)	100%

【令和5年度の取組状況】

農山漁村における地域資源の活用促進や自然体験の情報発信、多面的機能を支える共同活動の促進、農業用ため池等の防災・減災対策に取り組んだ結果、基本目標を達成しました。5つの取組目標については、全ての項目で達成または、おおむね達成しました。

【今後の取組方向】

農山漁村地域における所得と雇用機会の確保を図るため、地域資源を活用したビジネスの創出を加速するとともに、多様な主体による地域資源の維持保全活動への参画の促進、農業被害の減少に向けた総合的な獣害対策の推進、農業用ため池等の防災・減災対策等に取り組みます。

4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

目標項目		目標	実績	達成率
基本目標	「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額(累計)	30 億円	48 億円	100%
取組目標	県産農林水産物を生かした新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業数(累計)	300 件	352 件	100%
	県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数(累計)	57 者	62 者	100%
	農林水産物の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数(累計)	85 件	102 件	100%

【令和5年度の取組状況】

県産農林水産物の魅力発信や事業者間連携による商品・サービスの開発、6次産業化・ブランド化に意欲的に取り組む人材の育成などに取り組んだ結果、基本目標と3つの取組目標については、全て達成しました。

【今後の取組方向】

オンラインの活用を含めた県産農林水産物の魅力発信や、国内外に向けた県産食材のプロモーションによる販路拡大、関係事業者との連携による県産農林水産物のブランド力の向上、量販店等と連携した地産地消や食育の推進、国際認証等を活用した新たな取引先とのマッチングに取り組みます。

(5)「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正について

本県では、農業及び農村の活性化を図るため、平成 22 年に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、施策等を総合的かつ計画的に進めています。

こうした中、国において、農政の基本理念や政策の方向性を示す、「食料・農業・農村基本法」（以下、「基本法」という。）が制定から 25 年ぶりに改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）されたことを受けて、条例の改正に向けた検討を進めています。

1 現行条例

(1) 制定経緯

県民の多様化する食への期待に応えられる農業及び農村の持続的な発展をめざし、平成 11 年に制定された基本法及びこれに基づき策定された国の基本計画に対応するとともに、平成 20 年度の県議会「食料自給対策調査特別委員会」等における議論をふまえ、平成 22 年 12 月 28 日に制定・施行しました。

(2) 条例の概要（別添 1－1）

条例では、農業の持続的な発展と農村の活性化におけるめざすべき方向を明確にし、その実現への道筋を明らかにするため、「安全・安心な農産物の安定供給」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」、「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」の 4 つの基本理念とその実現に向けた基本的施策等を規定しています。

2 条例改正の概要

(1) 条例改正のポイント（別添 1－2）

基本法の改正では、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、基本理念や具体的な施策が見直されました。条例の改正にあたっては、条例制定後の環境変化並びに「食料自給総合対策調査特別委員会」の提言をふまえ、国で対応するもの、現行条例で対応しているものを整理し、県として取り組むべき事項について条例を改正します。

(2) 条例の改正内容

改正条文と改正理由は以下のとおりです。

第 2 条（定義）第 5 号

安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進や環境負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。

（改正理由）

気候変動の影響による豪雨災害等の激甚化、頻発化、農産物の品質低下や収量の減少などが顕在化するなか、環境と調和のとれた農業生産活動の促進に向け、農業生産の活動内容に環境負荷の低減を明記します。

第3条（基本理念）第1号

農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、県民をはじめとする消費者の需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。

第10条（水田の最適な利用）

県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の県民をはじめとする消費者の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第11条（園芸作物等の産地の形成）

県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、県民をはじめとする消費者の需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第12条（畜産の健全な発展）

県は、畜産の健全な発展を図るため、県民をはじめとする消費者の需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、需要に応じた供給に係る対象を明確にすることで、県内の水田作物、園芸作物、畜産物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。

第15条（多様な農業経営の確立）第2項（新設）

県は、地域における営農の継続を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を営む者とそれ以外の多様な農業者等により農業生産活動が行われ、安全・安心な農産物の安定供給、必要な農地及びその他の農業資源が確保されるよう配慮するとともに、必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

人口減少に伴い農業者が急激に減少するなか、持続可能な農業構造の確立に向けて、第15条第1項で定める効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手に加え、それ以外の多様な農業者等による農業生産活動について新たに規定します。

第17条（農地の有効利用等）第2項

県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

施設の老朽化が進むなか、人口減少により施設の維持管理が困難となる地域においても、農業水利施設の機能を適切に確保するため、施設の整備と併せて保全が図られるよう改正します。

第23条（食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進）第3項

県は、県民の食生活において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業経営の発展や農村地域の振興による農産物の安定的な供給に向け、合理的な費用を考慮した農産物価格の形成に対する理解増進につながるよう、地産地消を県民の食生活全般で広く推進するため、「学校給食、事業所の食堂等」を「県民の食生活」に改正します。

3 懇話会での意見

なお、令和6年9月6日に開催した専門家との懇話会において条例改正に関する意見を伺ったところ、特に意見はありませんでした。

4 今後の対応

今後、本常任委員会でのご意見や、パブリックコメントによる県民の皆さんからのご意見をうかがいながら、手続きを進めます。

令和6年10月	パブリックコメントの実施
令和6年12月	12月常任委員会 県条例改正（最終案）
令和7年2月	2月定例会会議 県条例改正議案上程

(6)「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(中間案)について

1 概要

本県では、国の「食料・農業・農村基本法」(以下、「基本法」という。)が改正(令和6年6月5日施行)されたことを受けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」(以下、「条例」という。)の改正に向けた検討を進めているところです。

この条例に基づく基本計画(令和2年3月)の見直しにあたり、農業・農村を取り巻く社会情勢の変化や現行計画の実施状況、本常任委員会や農業者等からのご意見等をふまえて中間案(別冊3)を作成しました。

新たな基本計画では、4つのめざすべき姿の実現に向けて、4つの取組方針と基本施策、17の基本事業を設定するとともに、特に注力する取組を設定しました。

2 基本施策における取組と指標(別添2-1、2-2)

(1) 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

世界的な食料需要の高まりや、気候変動による農畜産物の生産への影響が懸念される状況の中、県民へ安全・安心な食料を安定的に供給するためには、農畜産物の生産・流通体制をさらに強化していく必要があります。

このことから、引き続き、米、小麦、大豆などの作付けによる水田の有効活用、異業種との連携による畜産業の発展を推進するなど、農畜産物の生産の維持拡大を図ります。

さらに、食料自給力の向上に向け、気候変動への対応や、肥料等の農業資材の自給体制構築を進め、野菜・果樹・茶の園芸作物等の生産や産地の強化を図ります。

目標項目		現状値(R5年度)	目標値(R16年度)
基本 目標	農業産出等額	1,188億円 (R4年度)	1,225億円 (R15年度)
	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	81.7% (R2~R4年度平均値)	85.5% (R15年度値)
取組 目標	国内生産量に対する県内園芸品目生産シェアの伸び率【新規】	100%	110% (R15年度値)
	高収益型畜産連携体数(累計)	28連携体	45連携体
	農業の生産・流通における安全・安心確保率	100%	100%

(2) 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

人口減少や高齢化の進展により、農家や雇用労働力が著しく減少することから、持続可能な営農体制を実現するためには、就農者の確保や生産性の維持向上を図る必要があります。

このことから、農業経営の安定的発展に向け、次代を担う新規就農者や多様な人材の確保・育成に注力します。また、経営の集約化や農地集積による規模拡大、スマート農業技術の導入や基盤整備による省力化に取り組むとともに、農業水利施設の機能を適正に確保するため、施設の整備や保全管理を進めます。

さらに、高品質な農産物の安定生産や気候変動への適応等、高度化する研究課題の解決に向け、外部機関と連携した品種や技術等の開発を強化します。

目標項目		現状値(R5年度)	目標値(R16年度)
基本 目標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	32.5%	50%
取組 目標	新規就農者数	121人	180人
	担い手への農地集積率	46.0%	70%
	農業と福祉との連携による新たな就労人数	49人	48人
	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	47.4%	83.5%
	成果の創出と普及に向けた民間企業、農業者、大学等研究機関との研究連携数【新規】	32件	35件

(3) 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

農村地域では、人口減少や高齢化の進行により、集落機能の維持が困難な状況になりつつあり、地域の活力が低下しています。また、集中豪雨等の自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクが増大しているほか、依然として野生鳥獣による被害の軽減が求められています。このため、地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村の振興、安心して暮らせるための農村づくりに取り組む必要があります。

このことから、引き続き、中山間地域を含めた地域農業の活性化や集落や産地における地域活動の発展への支援、地域資源を生かした農泊の推進等による所得と雇用機会の確保や関係人口の創出、多様な人材の参画による活動組織の一層の体制強化に取り組みます。

また、ため池対策や排水施設整備、流域治水の推進による防災・減災機能の維持・強化、野生鳥獣に対する農業被害対策に継続して取り組みます。

目標項目		現状値(R5 年度)	目標値(R16 年度)
基本 目標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数 (累計)	75 取組	262 取組
取組 目標	地域活性化プラン策定数(累計)	589 プラン	864 プラン
	農山漁村の交流人口	1,679 千人 (R4 年度値)	2,009 千人 (R15 年度値)
	多面的機能支払制度を活用する組織が取り 組む農用地【一部新規】	—ha	830ha
	ため池や排水機場の整備により被害が未然 に防止される面積	4,727 h a	13,325ha
	野生鳥獣による農業被害金額	161 百万円 (R4 年度値)	136 百万円 (R15 年度値)

(4) 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

消費者の食に対するニーズや消費行動が多様化する中、それに合わせた商品やサービスの展開が求められています。また、農業生産においても環境負荷の低減など持続性を意識した取組が新たに必要となっています。

一方で、農畜産物の生産が継続できるよう、生産・流通等のコスト増加をふまえた適正な価格形成に対する、県産農産物等への理解の促進が必要です。

このことから、県産農産物等の販路拡大に向けた地域商社等との連携強化や、事業者間連携を促進するためのマッチング機会の創出を図ります。また、環境への負荷低減に資する技術の導入や有機農業の拡大に取り組みます。

さらに、地産地消や食育を通じた、持続可能な食料供給に向けた生産者や消費者への一層の働きかけに取り組みます。

目標項目		現状値(R5 年度)	目標値(R16 年度)
基本 目標	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創 出件数【新規】	51 件	106 件
取組 目標	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創 出や魅力発信に取り組む連携企業等数【新規】	79 件	189 件
	環境負荷低減事業活動に取り組む件数【新規】	4 件	200 件
	地産地消、食育を主体的に取り組む事業者等数 【新規】	61 件	105 件

3 特に注力する取組（別添 2－3）

国の改正基本法の基本的施策として、国民への食料の安定的な供給、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者も参画した農業・農村の持続的な発展、農業における環境負荷の低減等が位置付けられました。

県条例についても、基本法の改正をふまえ、農畜産物の生産力を高めることや地産地消等県産農畜産物への理解の促進、多様な農業者による農業生産活動、農業生産活動における環境負荷の低減等を新たに加え、改正を検討しています。

このことから、条例に基づく基本計画においても、これら改正に係る施策の推進が重要であるという観点から、

- ・農畜産物の生産の維持・拡大などに取り組む「農畜産物における食料自給力の強化」
- ・農業・農村を支える多様な人材の確保などに取り組む「人口減少下における農業労働力の維持」
- ・環境保全型農業技術の導入や多面的機能の維持・発揮の促進などに取り組む「環境と調和した農業の実現」

の施策横断的に進める3つの取組と、

- ・食料の安定供給に係る危機管理体制として「家畜防疫体制の強化・徹底」

の取組を設定し、新たな基本計画において特に注力して進めます。

4 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画懇話会（令和6年8月7日、9月6日開催）における主な意見

- ・県産農産物の生産拡大に向けて県民ニーズの把握は重要な点であり、その把握については、農業者と情報交換して進めてほしい。
- ・新規就農者をはじめとする担い手や農業生産を支える労働力の確保は最も重要な課題のひとつである。特に注力し、しっかりと取組を進めてほしい。
- ・農地を集約するとともに農業基盤整備による大区画化を進め、効率性、生産性が高まりやすい構造に変えていくことが重要である。
- ・環境負荷低減につながる農業生産活動への取組件数の目標実現に向けて、市町とともに、しっかりと現場対応を進めてほしい。
- ・消費者ニーズや行動に合わせた新たな価値創出については、食品・流通事業者とも連携しながら取組を進めてほしい。

5 今後の対応

引き続き、農業関係者や県民の皆さんからの意見、懇話会や本常任委員会での議論等をふまえ、12月の最終案の取りまとめに向けて計画の見直しを進めます。

令和6年 10月 パブリックコメント

市町農政担当者を対象とした説明会

地域の農業者、関係団体等を対象とした意見交換会（県内5地域）

11月 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画懇話会【最終案】

12月 県議会（常任委員会）【最終案】

令和7年 2月 県議会（本会議）【議案提出】

(7)「三重県農業農村整備計画」(中間案)について

1 概要

概ね10年後の農業農村の目指す方向を示す「三重県農業農村整備計画」(令和2年3月)の見直しにあたって、農業・農村を取り巻く社会情勢の変化や現行整備計画の実施状況、本常任委員会や農業者等からのご意見をふまえて中間案(別冊4)を作成しました。新たな整備計画では、3つのめざすべき将来の姿の実現に向けて、3つの主要取組とそれぞれの取組の目標項目として、基本目標、基本事業を設定しました。

2 主要取組について

(1) 主要取組1 農業生産性の向上

農業生産基盤の維持・発展を図り、さらなる農地の集積・集約化を進めるため、引き続き、農地の大区画化による生産コストの低減や農業用水路のパイプライン化等による水管理・維持管理の省力化に取り組めます。また、農業・農村の人口減少による食料の安定供給が課題となっていることから、農業の機械化・自動化をさらに推進するため、スマート農業の導入に対応した新たな基盤整備に取り組むとともに、食料生産を支える基幹的農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう施設の保全対策を強化します。

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	47.4%	83.5%
基本事業	スマート技術や省力化に対応した基盤整備(新)	整備地区数	9地区	43地区
	更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策(新)	着手済施設数	17施設	44施設

(2) 主要取組2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、引き続き、農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等に取り組むとともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適切な保全及び管理体制の整備を行います。また、近年の気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組をより一層推進します。

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	4,727ha	13,325ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済ため池の数	57か所	171か所
	排水機場の耐震化および長寿命化	整備済排水機場の数	21か所	78か所
	田んぼダムに取り組む水田(新)	取組面積	135ha	900ha

(3) 主要取組3 活力ある持続可能な農村の振興

活力ある持続可能な農村を実現するため、引き続き、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進します。また、人口減少や高齢化のさらなる進行により、集落機能を維持していくことが困難になりつつあることから、新たに組織の広域化、体制強化に注力して取り組みます。

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数（新）	取組数	－	170 取組
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動増加面積	－	830ha
	組織の体制強化が図られた活動組織（新）	活動組織数	－	20 組織
	中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	113 施設	238 施設
	中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	－	70ha

3 三重県農業農村整備計画有識者懇話会における意見等

令和6年9月に開催した「三重県農業農村整備計画有識者懇話会」において、委員からいただいた主な意見は次のとおりでした。

- ・農業を持続的に発展させるためには、限られた水資源をいかに有効活用するかが重要であり、スマート技術の活用が必要である。
- ・近年の異常気象による災害リスクの高まりから農村地域を守るためには、豪雨対策や地震対策と併せて保全管理体制の整備が必要である。
- ・農村地域のさらなる人口減少や高齢化の進行により、地域の共同活動の継続が困難な状況になりつつあることから、共同活動が持続的に行われるよう組織の体制強化に取り組む必要がある。

4 今後のスケジュール

引き続き、農業関係者や県民の皆さんからの意見、有識者懇話会や本常任委員会での議論等をふまえ、12月の最終案の取りまとめに向けて計画の見直しを進めます。

令和6年10月中旬～	市町・土地改良区との意見交換会、パブリックコメント
11月中旬	有識者懇話会【最終案】
12月	県議会（常任委員会）【最終案】
令和7年3月	新たな整備計画策定予定

(8)「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況(令和5年度版)について

「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。(別添4)

実施状況の概要(※令和5年度目標値は参考値)

1 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標	目標 (R5)	実績 (R5)	目標 (R10)
公益的機能増進森林整備面積(累計)	10,900ha	9,783ha	30,300ha
山地災害危険地区整備着手地区数(累計)	2,259地区	2,268地区	2,359地区
新植地の被害率(獣害)	—	3.1%	0%
森林境界明確化面積(累計)	38,000ha	34,156ha	60,000ha

【令和5年度評価】

治山事業や「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくり、「森林環境譲与税」を活用した森林整備の促進に向けた市町への支援等に取り組んだ結果、山地災害危険地区整備着手地区数は目標を達成したものの、公益的機能増進森林整備面積及び森林境界明確化面積については目標に届きませんでした。

【今後の取組方向】

市町との緊密な連携のもと、「みえ森と緑の県民税」第3期制度に沿った取組を着実に推進するとともに、市町における「森林環境譲与税」を活用した森林整備や森林境界明確化等の取組がより一層進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」や各農林(水産)事務所による市町ごとの課題に応じたきめ細やかな支援に取り組めます。

2 基本方針2 林業の持続的発展

指標	目標 (R5)	実績 (R5)	目標 (R10)
県産材素材生産量	415千m ³	452千m ³	430千m ³
林業人材育成人数(累計)	320人	303人	645人
製材・合板需要の県産材率	50.0%	56.4%	60.0%

【令和5年度評価】

利用期を迎えた森林資源の循環利用を進めるため、間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業の普及、公共建築物等の木造・木質化の促進、林業・木材産業を担う人材の育成に取り組んだ結果、県産材素材生産量と製材・合板需要の県産材率は目標を達成しましたが、林業人材育成人数は目標を達成できませんでした。

【今後の取組方向】

木材に求められる多様なニーズや県産材の新たな需要に対応できる原木の安定供給体制の構築に向けて、木材生産活動を活発化するため、林業の収益性を高めるための低密度植栽の普及等による低コスト造林の推進や林業のスマート化への支援、さらに、それらを支える人材の確保・育成に取り組めます。

3 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標	目標 (R5)	実績 (R5)	目標 (R10)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,549千人	1,360千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	23市町	20市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	200人・団体	204人・団体	300人・団体

【令和5年度評価】

自然公園施設等の適切な維持管理や森林にふれあうイベントの開催、森林環境教育・木育を实践する指導者養成や市町支援に取り組んだ結果、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数の目標は達成しましたが、森林環境教育支援市町数については目標に届かず、森林文化・自然体験施設等の利用者数についても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用者数の減少から回復しつつあるものの、目標を達成できませんでした。

【今後の取組方向】

森林や自然環境の大切さを学べる環境づくりに向け、引き続き、自然体験ツアーを開催するほか、木製遊具や玩具にふれあえる「みえ森林教育ステーション」の認定を進めます。

また、森林環境教育や木育のさらなる充実を図るため、「みえ森づくりサポートセンター」による指導者養成や市町支援、各年代・対象に応じた講座や関係者のネットワーク構築のための森林教育シンポジウムの開催等に取り組めます。

4 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	目標 (R5)	実績 (R5)	目標 (R10)
森林づくり活動への参加団体数	119団体	119団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 (累計)	40者	43者	80者
三重の森林づくりへの関心度	40.0%	46.6%	50.0%

【令和5年度評価】

「みえ森と緑の県民税」を活用した団体への支援や「企業の森」活動の推進等に取り組み、森林づくり活動への参加団体数は119団体に増加しました。

また、暮らしの中や企業等における木づかいの促進に取り組んだ結果、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数が43者まで増加するなど全ての指標で目標を達成しました。

【今後の取組方向】

県民全体で森林を支える社会づくりの実現に向け、多様な主体の参画を促進するため、県民をはじめ企業や森林ボランティア等への情報提供・技術支援を行うほか、NPO、企業、教育機関、行政等によって「三重の森づくりネットワーク」を新たに構築し、関係者と連携して県民の森林づくりに対する意識の醸成に取り組めます。

また、「三重の木づかい条例」や「みえ木材利用方針」に基づき、木の良さを伝えるイベントの開催や木材利用に関する積極的な情報発信に取り組めます。

(9)「みえ木材利用方針」に基づく施策の実施状況（令和5年度版）について

「みえ木材利用方針」に基づく施策の実施状況について、「三重の木づかい条例」第12条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

1 建築物における木材利用の推進に向けた措置の実施状況

(1) 県が整備する公共建築物における目標の達成状況

特別支援学校寄宿舎等の県が整備した公共建築物について、施設が必要とする機能等の観点から木材の利用が困難な施設を除き、すべての施設で木造・木質化が図られ、目標を達成しました。

項 目	対 象 件 数	木造・ 木質化件数	木造・木質化率		木材 使用量	うち県産材 使用量
			目 標	実 績		
低層の木造化 施設率	5	5	100%	100%	433.4 m ³	291.6 m ³
木質化施設率	18	18	100%	100%	145.0 m ³	101.8 m ³
合 計	23	23	—	—	578.4 m ³	393.4 m ³

※危険物の貯蔵施設など木造化が困難な施設や木質化が可能な箇所がない施設を除く。

(2) 県が整備する公共建築物における木材利用の推進

県の部局等の枠を超えて効果的に木材利用を推進するため、「三重県県産材利用推進本部」において、県が整備する公共建築物の計画及び実績について検証しました。

(3) 建築物における木材利用の推進

- ・中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の設計や提案ができる技術者を育成するため、「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催（修了者6名）するとともに、行政職員を対象にした研修会を開催しました（3市町の職員参加）。
- ・県内の非住宅建築物における県産材の需要拡大のため、木造非住宅建築物の建築主に設計費の一部支援を実施しました。
- ・建築物の木造・木質化に関する相談窓口を三重県木材協同組合連合会内に設置するとともに、公共建築物の優良事例集を作成し、県内市町や関係施設に配布しました。
- ・住宅における木材利用の推進に向けては、工務店等と連携したPRイベントを開催（5回）したほか、優良な建築物を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、建築物における県産材の利用拡大の気運醸成を図りました。
- ・民間事業者と協働・連携して民間の建築物における県産材の利用を促進していくため、企業等と「建築物木材利用促進協定」制度に基づく協定を締結しました（2協定3者）。

【今後の取組方向】

今後も、「みえ木材利用方針」における目標達成に向けて、県が整備する公共建築物の建築計画について、「三重県県産材利用推進本部」において情報を共有し、確実に木造・木質化を推進するとともに、木材利用の増加が見込まれる中大規模建築物の設計や提案ができる人材の育成に取り組みます。

2 木材利用の推進に向けた措置等の実施状況

(1) 建築物以外の分野における木材利用

公共土木施設における取組として、木製治山ダム、木製ガードレール等での利用に取り組んだ結果、令和5年度の公共土木施設への木材利用量は608.6 m³となりました。

(2) 研究及びその成果、技術等の普及

県産材の需要拡大に向けて、強度性能の明確化や新製品開発、中大規模木造建築物での利用が見込まれるスギ大径材の効率的な乾燥技術向上の研究に取り組むとともに、事業者に対し研究成果の普及啓発や技術指導を行いました。

(3) 人材の育成及び確保

「みえ森林・林業アカデミー」のディレクターコースにおいて、1年目の受講生6名が木材産業等の先進事例を学ぶとともに、2年目の受講生4名は、地域の課題解決や商品開発、新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

(4) 県産材の魅力の向上の促進及び国内外への販路拡大

首都圏等での建築・建材関係の展示会に出展するとともに、新たに輸出に取り組みたいと考える事業者を対象に、補助事業の情報提供や林産物の輸出の現状等に関する研修会を開催し、事業者の輸出に関する知識及び意欲向上を図りました。

(5) 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発

県民が木製遊具や玩具に触れ、木の質感を感じ、森林・林業へ関心を持っていただくことを目的に、「みえ森林教育ステーション」として15施設（6市2町）を認定しました。

また、「三重県『木づかい宣言』事業者登録制度」について、新たに5事業者を登録して、令和5年度末時点の登録者数は43事業者となりました。

(6) 木材の適切かつ安定的な供給の確保

川上から川下までの関係事業者が木材供給や調達についての先進事例を学ぶセミナーを開催（1回、31名受講）し、木材流通のネットワーク強化に取り組みました。

(7) 関係主体との協議の場の整備

森林・林業・木材産業関係団体、建築関係団体、森林教育関係団体、消費者関係団体等で組織する「三重県木材利用推進連絡会」を開催（2回）し、建築物や事業活動、日常生活における木材利用の推進に向けた意見交換を行いました。

(8) その他木材利用の推進

円滑な木材の調達を行うため、教育委員会が発注する「三重県盲学校・聾学校」の建築工事において木材調達と建築工事を分離して発注する「材工分離発注」を採用するとともに、行政職員を対象とした研修会において材工分離発注のノウハウを共有しました。

【今後の取組方向】

今後も、県が率先して県産材の魅力向上を図り、建築物だけでなく日常生活や事業活動など幅広い分野における木材利用を推進します。

また、木材利用の推進につながる新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を育成するとともに、県産材の安定供給体制の構築を図り、需要拡大につなげてまいります。

(10) 令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施状況について

みえ森と緑の県民税基金事業（以下「基金事業」という。）では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿って、県と市町が役割分担したうえで、5つの対策を進めています。

基金事業の実績およびみえ森と緑の県民税評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価については、「みえ森と緑の県民税(制度)」について(平成30年8月24日)」に基づき、毎年県民の皆さんに公表しています。（別冊5）

1 令和5年度基金事業の実績と評価

(1) 対策区分別実績 (千円)

基本方針	対策区分	実績額
基本方針1 災害に強い森林づくり	対策1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	622,291
	対策2 暮らしに身近な森林づくり	171,079
基本方針2 県民全体で森林を支える 社会づくり	対策3 森を育む人づくり	73,119
	対策4 森と人をつなぐ学びの場づくり	87,137
	対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり	110,627
その他(制度運営費)		11,294
合計		1,075,547

(2) 実施主体別実績 (千円)

県	市町	その他(制度運営費)	計
509,838 (47.9%)	554,415 (52.1%)	11,294	1,075,547

(3) 県営事業

[主な事業]

○災害緩衝林整備事業（対策1） 事業費：338,969千円

流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの森林において、11市町、28箇所の災害緩衝林の整備を行いました。

【評価の概要】台風や集中豪雨による溪流からの土砂や流木の発生が抑制され、災害の発生を軽減する効果が期待できることが継続的な事業の検証結果からも認められ評価できる。引き続き、治山ダムの設置など他の取組とも連携しながら、さらなる「災害に強い森林づくり」の推進に努められたい。

○森林情報基盤整備事業（対策1） 事業費：57,072千円

災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することなどを目的に、航空レーザ測量で取得したデータに基づく森林資源解析を行いました（10市町、99,320ha）。

【評価の概要】森林資源情報を視覚的に分かりやすい形で整備するとともに、市町や林業事業体等への航空レーザ測量や森林資源解析の講義、県民がWeb上で情報を確認できる体制の構築など、積極的に情報発信している点は評価できる。引き続き「災害に強い森林づくり」のさらなる推進に向けて、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析を進められたい。

○みえ森林教育ビジョン推進事業（対策3） 事業費：21,654千円

森林教育への理解を深めるため、「第2回みえ森林教育シンポジウム」を開催したほか、年代や立場に応じた森林教育講座の開催（5講座）、幼児教育現場における森林教育導入に向けたアドバイザー派遣（4箇所）、小学5年生の社会科に対応した副読本の発行・配布に取り組みました。

【評価の概要】森林や緑を大切に思い育む意識を県民に浸透させていくためには、長期的視点に立った戦略と、それをふまえた着実な取組の継続が重要である。森林教育シンポジウムや、さまざまな世代を対象とした講座の開催などを通じて、森林教育の輪を広げていくことを期待する。

（4）市町交付金事業

[主な事業]

○災害からライフラインを守る事前伐採事業（対策2） 事業費：19,953千円

台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木について、10市町で3,884本の事前伐採を行いました。

【評価の概要】県民の暮らしを守るうえで重要であり、市町等関係者にとっても有効と考えられ評価できる。市町、ライフライン事業者と連携し、現場の状況に応じた取組を進めながら、事業のさらなる推進を図るとともに、事業の必要性や成果について、より一層の情報発信に努められたい。

○市町交付金（基本枠、加算枠）事業（対策1～5） 事業費：345,495千円

里山や竹林の整備、通学路沿いや集落周辺などにおける危険木の伐採、森林教育の実施など、地域の実情に応じて創意工夫した取組を29市町で133事業実施しました。

【評価の概要】市町が、地域の実情に応じて創意工夫しながら、県民にとって必要な事業に取り組まれていることは評価できる。今後は、伐採に主眼を置いた事業など短期的視点での取組にとどまらず、森林の将来の姿を見据えた計画的な森林づくりなど長期的視点に立った取組も積極的に実施されたい。

2 総合的な評価結果

令和5年度基金事業全体の総合評価は、『評価B：取組が妥当である』となりました。評価委員会からは、「県民税の創設から10年が経過するなか、依然として認知度は低い状況にあることから、これまでの取組を見直し、改善に向けた分析を実施しながら、より効果的な普及啓発を展開していく必要がある。」との提言をいただきました。

3 今後の対応

本常任委員会や評価委員会でいただいたご意見は、市町と共有し、事業効果が確実に発揮されるよう改善を進めます。

本年度からは、県民税第3期の開始とともに、国の森林環境税の課税が始まっており、森林に関する税への注目が集まっています。今後も市町と連携し、両税を有効活用した「三重の森林づくり」を推進するとともに、両税の使途や必要性について、県民の皆さんの理解の促進や認知度の向上に向けて、さらなる情報発信に努めます。

(11) ツキノワグマの出没増加への対応について

今年度、ツキノワグマ（以下、クマという。）の出没が大幅に増加しており、過去最多の出没件数であった令和5年度の40件を上回り、9月末時点で既に111件となっています。全国的にも同様の傾向がみられ、過去最多の人身被害が出た昨年（令和5年）の出没件数（4月～7月）8,536件に対して、今年（4月～7月）は10,704件と、昨年を上回るペースとなっています。

また、8月には大紀町で登山者がツキノワグマに遭遇し、負傷する被害も発生しました。

このため、県では、クマに関する情報発信や注意喚起、出没時の対応訓練の実施など、人身被害の防止に向けた対策を進めています。

1 クマに関する情報発信

クマによる人身被害を未然に防ぐため、6月から、クマの目撃等があった位置情報を、県ホームページ（Mie Click Maps）上で随時更新することで、県民や県外からの来訪者に向けた詳細なクマの出没情報を提供しています。

また、クマに関する情報を記載したチラシを、市町や観光協会、山岳・スポーツクライミング連盟、森林組合などに配布し、注意を呼び掛けています。

2 クマ アラートの導入

クマの出没増加の状況をふまえ、県民の皆さんに一層の注意を促すための「クマアラート」制度を創設し、8月から運用を開始しました。

(1) クマ アラートの概要

クマ アラートは、注意報と警報の2種類で構成しており、注意報は主に出没件数を、警報は人身被害の発生を基準として、それぞれ発表します。

注意報の発表エリアは、県を7つの区域（農林水産事務所管内）に分けて、各区域単位で発表し、警報の発表エリアは、市町単位で発表します。

(2) 発表状況

警報発表区域：大紀町、紀北町

理由：人身被害の発生

期間：8月15日から10月14日まで

注意報発表区域：松阪以南の農林水産事務所管内

理由：出没件数が基準値（各事務所単位で過去5年間の平均値（月単位）の2倍）を超えたため

期間：松阪事務所管内 8月18日から10月17日

伊勢事務所管内 8月23日から10月22日

尾鷲事務所管内 8月18日から10月17日

熊野事務所管内 8月16日から10月15日

(3) クマ アラート発表後の対応

注意報発表区域では、ホームページや防災行政無線等での注意喚起の実施、登山道や熊野古道、観光施設における注意看板の掲示等による情報発信を実施しているほか、新たに登山関係者・ガイド等を対象に、クマの生態や被害を防ぐための知識等に関する研修会を開催し、人身被害の未然防止に努めます。

警報発表区域では、市町や猟友会と連携し、人身被害の発生場所周辺での重点的なパトロールを実施するとともに、警告表示を行い十分な安全対策を呼び掛けるほか、ホームページに加えSNSを活用した注意喚起を実施しています。

また、出没状況に応じて、クマ専用捕獲檻による被害防止のための捕獲（駆除）を実施しています。

3 クマ出没時の対応訓練

クマが市街地に出没したことを想定し、関係機関（県、市町、警察、猟友会、自治会）の連携強化と対応能力の向上を目的として合同訓練を県内の8ブロック単位で実施しています。

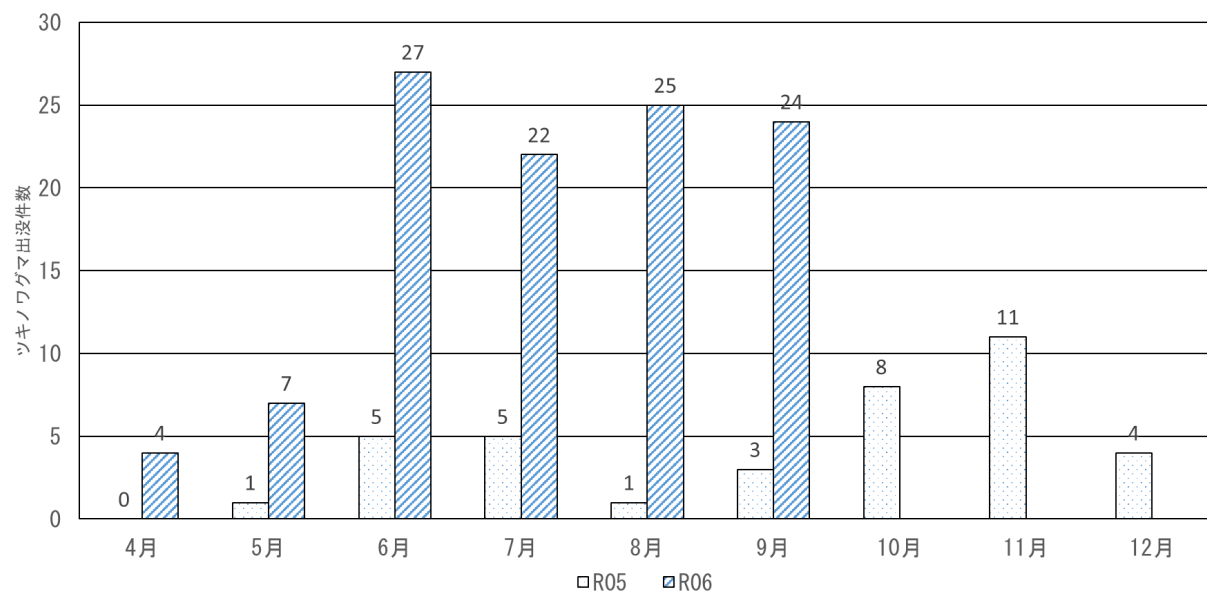
4 今後の対応

三重県内のクマは、環境省のレッドデータブックにおいて、「紀伊半島個体群」として絶滅のおそれのある地域個体群に分類されるとともに、「三重県自然環境保全条例」に基づき、「希少野生動植物種」に指定し保護の対象としています。

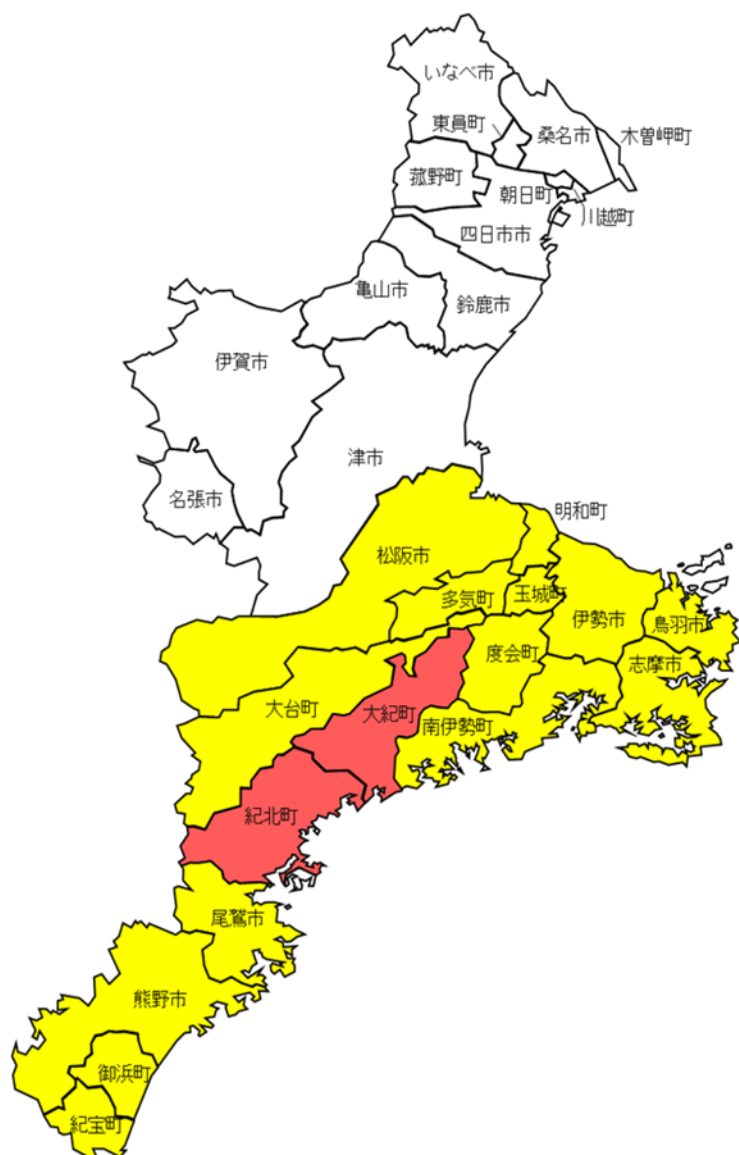
一方で、出没件数の増加や人身被害の発生、有害鳥獣捕獲用の「わな」への錯誤捕獲など、人とクマの生活エリアがオーバーラップすることによる軋轢が顕在化しています。

このため、今年度、環境省が実施している紀伊半島個体群の生息数調査結果も踏まえつつ、専門家の意見も伺いながら、クマの対応について早急に見直しを進めてまいります。

【参考１】三重県におけるクマの出没件数（Ｒ５年とＲ６年の比較）



【参考２】警報、注意報発表状況



(12)「三重の森林づくり基本計画」(中間案)について

1 概要

「三重の森林づくり条例」に基づく「三重の森林づくり基本計画」(平成31年3月)について、森林・林業を取り巻く社会情勢の変化や現行計画の実施状況、本常任委員会や「三重県森林審議会」におけるご意見等をふまえて中間案を作成しました。(別冊6)

2 新たな「三重の森林づくり基本計画」中間案の概要について(別添5-1)

新たな基本計画では、「三重の森林づくり条例」に規定する、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念を受けて、引き続き、4つの基本方針を定めるとともに、基本方針のもとに10の基本施策と12の指標を設定しました。

また、計画期間の前半5年間に注力する施策を重点プロジェクトとして設定しました。

3 基本方針における主な取組と指標について(別添5-2)

(1) 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

- ・森林の公益的機能の発揮をめざした公的主体(県・市町)による森林整備を着実に推進するため、市町との協働体制の強化等に取り組みます。
- ・CO₂吸収機能が高く、花粉の少ない森林への転換を図るため、主伐と成長に優れ花粉の少ない苗木等を活用した再造林を促進します。
- ・災害に強い森林づくりを着実に進めるため、治山施設の整備や流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備等に取り組みます。
- ・森林境界の明確化を一層加速化するため、航空レーザ測量等のスマート技術の活用を促進します。

指 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034年)
公益的機能増進森林整備面積	ha(累計)	2,265 (参考: R5単年)	22,900
再造林面積【新規】	ha	127	471
山地災害危険地区整備着手地区数	地区(累計)	20 (参考: R5単年)	200
森林境界明確化面積	ha(累計)	34,156	63,600

(2) 基本方針2 林業の持続的発展

- ・既存の木材需要や大型需要等に対して原木を安定供給できる体制を整備するため、森林施業の低コスト化を進め、木材生産活動を促進します。
- ・計画的・効率的な森林施業の実施に向けて、森林経営計画制度や森林経営管理制度に基づく森林施業の集約化を促進します。
- ・森林整備に必要な担い手を確保するため、新規就業者の確保や既就業者の育成に取り組むとともに、異業種との連携や外国人材の活用等を促進します。
- ・林業の採算性確保に向け、収益性が高い製材・合板における県産材需要の拡大に取り組めます。

指 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034年)
県産材素材生産量	千m ³	452	612
森林経営計画等の面積【新規】	ha	45,275	69,290
林業人材育成人数	人(累計)	303	1,085
製材・合板(A・B材)工場における県産材需要量【新規】	千m ³	172	282

(3) 基本方針3 森林文化及び森林教育の振興

- ・ 県民の皆さんが森林との関わりを一層深めていただけるよう、森林公園や自然体験施設等において、自然を体験できる場や機会の創出に取り組みます。
- ・ 子どもたちへの森林教育のさらなる充実を図るため、学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくりに取り組みます。

指 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034年)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人(累計)	1,208	1,401
森林教育に取り組む小学校数【新規】	校	128	230

(4) 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

- ・ 県民の皆さんの森林づくり活動への参画を一層促進するため、森林づくり活動への支援や、森林づくり関係者が連携できる体制の構築等に取り組みます。
- ・ 県民や企業等さまざまな主体による木づかいの取組を推進するため、木材とふれあえる機会の提供や、木づかいの積極的な情報発信等に取り組みます。

指 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034年)
三重の森づくり運動参加者数【新規】	人	14,671 (参考)	19,000
木づかい宣言事業者数	者(累計)	43	120

4 重点プロジェクト（別添5-3）

計画期間の前半（5年間）で特に注力して施策横断的に実施する取組を重点プロジェクトとし、4つのプロジェクトを設定しました。

- ① 「新しい林業」推進プロジェクト ② 林業の担い手確保・育成プロジェクト
③ みえの木づかい推進プロジェクト ④ みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

5 三重県森林審議会・意見交換会における中間案に対する主な意見

(1) 三重県森林審議会（令和6年8月22日開催）

- ・ 素材生産量の増大に向けた短いサイクルでの主伐・再造林を推進するだけでなく、公益的機能を長期的に発揮させつつ、優良材の生産をめざす伝統的な森林施業についても、引き続き施策を講じてもらいたい。
- ・ 子どもたちへの森林教育は重要であることから、学校教育において森林教育が継続的に実施されるよう取り組まれない。

(2) 事業者及び市町との意見交換会（令和6年9月2日、4日、6日開催）

- ・ 主伐及び主伐後の再造林の促進に向けては、再造林に使用する苗木の増産が必要となることから、現場へ安定して苗木が供給できる体制の整備に取り組まれない。
- ・ ドローンや航空レーザ測量等の技術を活用して、森林施業の現場だけでなく、現場外の事務手続きをスマート化するなど、森林・林業全体でのDX化を進めてもらいたい。

6 今後の対応

引き続き、林業関係者や県民の皆さんからの意見、「三重県森林審議会」や本常任委員会での議論等をふまえ、12月の最終案の取りまとめに向けて計画の見直しを進めます。

令和6年	10月	パブリックコメント
	12月	県議会（常任委員会）【最終案】
		三重県森林審議会【最終案】
令和7年	2月	県議会（本会議）【議案提出】

(13)「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策の実施状況（令和５年度版）について

「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策の実施状況について、同計画第５に基づき、県議会に報告するとともに、「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」第８条第５項の規定に基づき、毎年、公表するものです。

令和５年度実施状況の概要

１ 主要な目標

目標	目標（R5）	実績（R5）
漁業産出額	531 億円 (R4)	380 億円 (R4)

【令和５年度評価】

漁船漁業において、黒潮大蛇行に伴う高水温化等の海洋環境の変化に伴い、イセエビ、アワビ、マイワシ、マサバ等の漁獲量が減少し、目標を下回りました。

２ 基本的な施策１ 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

取組目標	目標（R5）	実績（R5）
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合	58.0% (R4)	56.3% (R4)
新たな養殖品種開発件数（累計）	3 件	3 件

【令和５年度評価】

沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合については、新たに３魚種（イシダイ、シャコ、トリガイ）の資源評価を行うとともに、漁業者による資源管理の取組を支援しましたが、資源評価対象種の漁獲量が減少したため、目標を下回りました。

新たな養殖品種開発については、少量の餌で成長し、短期間で出荷が可能なトラウトサーモンの導入に向けた養殖技術を開発しました（１件）。

【令和６年度取組方向】

これまでの２６魚種に加えて、新たに２魚種（トラフグ、カタクチイワシ）の資源評価を行うとともに、アサリ、ハマグリ資源の回復に向け、種苗生産や中間育成試験に取り組みます。また、海洋環境の変化に対応した養殖品種や技術の開発・普及、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた流域下水処理場による栄養塩類管理運転の効果検証に取り組みます。

３ 基本的な施策２ 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

取組目標	目標（R5）	実績（R5）
新規漁業就業者数（45 歳未満）	50 人	30 人
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率（現状値を 100 とした場合の増加率）	108 (R4)	105 (R4)
県内の沿海漁協数	11 漁協	11 漁協
県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数（累計）	25 件	26 件

【令和５年度評価】

新規漁業就業者数及び「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率については、漁獲量の減少、燃料・資材や配合飼料価格高騰に伴う漁業経営の不安定化により、目標を下回りました。

県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数については、輸出先国の現地バイヤーや商社との商談機会の創出に取り組み、目標を達成しました（３件）。

【令和6年度の取組方向】

就業希望者の円滑な就業・定着に向けた漁師塾への支援やオンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」の内容充実に取り組むとともに、漁業者の所得向上に向けた設備投資への支援に取り組みます。また、輸出先国への現地アドバイザーの設置や商談機会の創出により、県産水産物の輸出拡大に取り組めます。

4 基本的な施策3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

取組目標	目標 (R5)	実績 (R5)
拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長 (累計)	716m	720m
藻場・干潟等の造成面積 (累計)	55.8ha	57.7ha
漁村の活性化につながる新たな取組数 (累計)	12 取組	52 取組
内水面地域に訪れた遊漁者数	10,073 人 (R4)	8,530 人 (R4)

【令和5年度評価】

拠点漁港における耐震・耐津波対策としての防波堤の整備 (50m) や本県外海域での藻場造成 (2.0ha) に取り組むとともに、漁村の活性化に向けたトイレや更衣室の整備等 (27 取組) の労働環境の改善支援を行い、目標を達成しました。

内水面地域に訪れた遊漁者数については、カワウによる食害の発生やアユ冷水病の発生等により一部の河川で遊漁者が減少したことから、目標を下回りました。

【令和6年度の取組方向】

拠点漁港の耐震・耐津波対策や長寿命化対策、藻場保全に向けた食害対策、伊勢湾における干潟の造成を進めるとともに、漁村の活性化に向け、労働環境の改善支援や漁港施設等の有効活用の促進に取り組めます。

また、稚アユの放流、カワウやブラックバスによる食害防止対策など、内水面漁協が行う遊漁者数増加に向けた取組を支援します。

5 その他の施策

取組目標	目標 (R5)	実績 (R5)
県内でのスマート水産業の実践数 (累計)	10 件	17 件
県民理解の向上に向けた取組数	14 取組	15 取組

【令和5年度評価】

県内でのスマート水産業の実践については、青ノリ・カキ養殖におけるICTブイの活用や定置網漁業における水中ドローンの活用を支援しました (3 件)。また、水産業に関する県民理解の向上に向け、求人サイトと連携した県内漁業の魅力発信、商業施設における県産水産物のPRイベントに取り組み (2 件)、目標を達成しました。

【令和6年度の取組方向】

県内水産業におけるスマート技術の研究開発・普及を進めるとともに、SNS等の活用や関係団体等との連携による水産業、漁村及び県産水産物の魅力発信に取り組めます。

(14) 第44回全国豊かな海づくり大会の開催について

令和7年秋季に本県で開催予定の第44回全国豊かな海づくり大会について、関係市町、関係団体等と連携しながら、開催に向けた準備を進めています。

1 「第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会」第2回総会の開催結果について

本年7月4日（木）に開催された「第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会」第2回総会において、「大会基本計画」（別冊7）が策定されるとともに、大会テーマおよび大会コスチュームデザインを決定しました。また、大会記念リレー放流やPRイベント等に参加する子ども用の法被デザインも決定しました。（別添6）

2 1年前プレイベントおよび「豊かな海づくりフェスタ」について

本年11月4日（月・休）に、南伊勢町宿田曾漁港において、300名程度の招待者をお迎えし、1年前プレイベントを開催します。

【開催内容】

(1) 式典

大会テーマや大会コスチュームデザインの最優秀作品受賞者の表彰、高校生による書道パフォーマンスなどの実施

(2) 漁船等による海上歓迎パレード

漁船および官公庁船（あさま）による海上歓迎パレードの実施

(3) 稚魚の放流

招待者および関係者によるマダイ種苗の放流

また、大会に向けた気運醸成を図るため、「豊かな海づくりフェスタ」を同会場で開催し、地元の中高校生によるパフォーマンスや大会キャラクターグリーティングといったステージイベント、水産高校生によるミニ水族館や未利用魚の活用紹介などを通じ、豊かな海づくりの理解促進を図ります。

3 今後の予定

本年11月10日に大分県で開催される第43回全国豊かな海づくり大会において、知事が大会旗を引継ぎます。また、関連行事会場において、本県のPRを行います。

令和7年3月に開催予定の第3回実行委員会においては、具体的な運営計画等を盛り込んだ「大会実施計画」を策定します。

引き続き、大会の成功に向け計画的に準備を進めるとともに、開催に向けた気運醸成に努めてまいります。

<今後のスケジュール（案）>

令和6年11月4日 第44回全国豊かな海づくり大会 1年前プレイベント

令和6年11月10日 第43回全国豊かな海づくり大会（大分県）

・知事による大会旗引継ぎ

令和7年3月 第3回実行委員会

・「大会実施計画」の策定

令和7年秋季 第44回全国豊かな海づくり大会 ～美し国みえ大会～

(15)「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」(中間案)について

1 経緯

「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」に基づく「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」(令和2年10月)について、水産業及び漁村を取り巻く社会情勢の変化や現行計画の実施状況、本常任委員会や「三重県水産業・漁村振興懇話会」におけるご意見等をふまえ、中間案を作成しました。(別冊8)

2 新たな基本計画中間案の概要について(別添7-1)

新たな基本計画では、条例に規定する、水産業及び漁村の振興に関する施策を進めるうえでの基本理念を受けて、引き続き、3つの基本的な方針と主要な目標を定めるとともに、12の基本施策とその展開方向及び取組目標を定めました。

3 主要な目標について(別添7-2)

- ・海洋環境の変化や人口減少・高齢化に伴う担い手不足など、年々厳しさを増す本県水産業を取り巻く状況下において、漁業産出額は直近5年間で15%減少しました。
- ・新たな基本計画においては、漁業生産力の向上や経営基盤の強化等を一層進めることにより現在の厳しい状況に対応し、漁業産出額のさらなる減少を食い止め、将来における「水産王国みえ」の復活とさらなる発展につなげることをめざします。

主要目標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
漁業産出額	億円	380 (R4)	386 (R15)

4 中間案における基本的な方針及びその目標について(別添7-2)

(1) 基本的な方針1 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

- ・漁船漁業について、海洋環境の変化をふまえた資源管理や栽培漁業等の推進により、資源評価対象種の漁獲量の約500トン増加をめざします。
- ・海面養殖業について、海洋環境の変化に対応した新たな品種や技術の普及、栄養塩類管理運転の推進により、1経営体当たりの産出額の33%増加をめざします。

目 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量【新規】	トン	2,563 (R4)	3,070 (R15)
海面養殖業の1経営当たりの産出額の増加率【新規】	%	100 (R4)	133 (R15)

(2) 基本的な方針2 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

- ・新規就業者について、人口減少に伴う担い手不足が加速化する中においても、「みえ漁師Seeds」や漁師塾などの就業支援策の推進、担い手不足の経営体を支える多様な担い手の確保の促進により、現状と同水準となる48人/年の確保をめざします。
- ・漁業経営の安定に向け、協業化・法人化・複合経営化による漁業経営基盤の強化、省力化・効率化技術の普及、燃油・配合飼料等の価格高騰対策等の取組を推進することにより、「浜の活力再生プラン」における所得目標の達成をめざします。
- ・漁協の組織・経営基盤の強化に向け、自営事業への新規参入の促進や、組合員数の減少が深刻な漁協等の計画的な合併への支援により、県内3漁協の実現をめざします。
- ・県産水産物の競争力強化に向け、輸出に取り組む事業者の拡大や輸出先の多角化を進めるとともに、現地での訪問商談会の開催等により、輸出取引件数について3件/年の増加をめざします。

目 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
新規漁業就業者(累計)【新規】	人	—	480
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率	%	100 (R4)	121 (R15)
県内の沿海漁協数	漁協	11	3
県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数(累計)	件	26	59

(3) 基本的な方針3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

- ・漁港施設等の防災・減災・長寿命化に向け、生産・流通拠点漁港における耐震・耐津波対策について、50m／年の整備をめざします。
- ・水産動植物の生育環境保全に向け、高水温化に伴い深刻化している藻場の食害対策等を推進するとともに、藻場・干潟等の3.5ha／年の造成をめざします。
- ・漁村コミュニティの維持・発展に向け、「海業」の取組等、漁港・漁村を活用した新たな事業について1件／年の創出をめざします。
- ・内水面地域の活性化に向け、漁協が実施する、カワウや外来魚による食害対策、稚アユ放流等への支援により、遊漁者数の維持をめざします。

目 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長(累計)	m	720	1,270
藻場・干潟等の造成面積(累計)	ha	57.7	96.2
漁港・漁村を活用した新たな事業件数(累計)【新規】	件	—	10
内水面地域に訪れた遊漁者数	人	8,530 (R4)	8,530 (R15)

(4) その他の施策

- ・海洋環境の変化への対応、経営体の生産性向上に向け、産学官が連携して新たな養殖品種・技術、省力化・効率化技術等の開発(2件／年)をめざします。
- ・本県水産業・漁村・水産物に対する県民理解の向上に向け、SNS、メディア等を活用した本県水産業等の幅広い情報発信(1取組／年)をめざします。

目 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
海洋環境の変化等に対応した水産技術開発の件数(累計)【新規】	件	10	32
県民理解の向上に向けた取組数(累計)	取組	15	26

5 三重県水産業・漁村振興懇話会、意見交換会における中間案作成に向けた主な意見

(1) 三重県水産業・漁村振興懇話会(令和6年7月3日、9月20日開催)

- ・人口減少による担い手不足等の影響により、県内水産業を維持するためには相当な努力が必要であることから、漁業産出額の維持を目標とすべきではないか。
- ・海洋環境の変化や人口減少が進む中でも、県産水産物がマーケットを失わないよう一定の生産規模を維持することが必要であることから、資源管理、養殖技術の開発・普及、担い手確保に向けた取組をさらに進めることが重要。

(2) 漁業者との意見交換会(令和6年8月20日以降、県内全ての沿海漁協で開催)

- ・海洋環境の変化に伴い資源の減少が見られる中、これらに対応した新たな魚種の種苗生産、放流による資源の増加に期待したい。
- ・漁業を次世代に継承するためには、協業化によるコスト削減や漁船漁業と養殖業の複合経営によるリスク分散など、漁業所得を最大化する取組が重要。

6 今後の対応

引き続き、漁業関係者や県民の皆さんからの意見、「三重県水産業・漁村振興懇話会」や本常任委員会での議論等をふまえ、12月の最終案の取りまとめに向けて計画の見直しを進めます。

令和6年 10月	パブリックコメント
11～12月	水産業・漁村振興懇話会【最終案】
12月	県議会(常任委員会)【最終案】
令和7年 2月	県議会(本会議)【議案提出】

(16) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年6月3日～令和6年9月16日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	令和6年6月21日(金)
3 委 員	【委員長】名古屋学院大学 教授 杉浦 礼子 ほか3名
4 諮問事項	(1) 中山間ふるさと水と土保全対策事業について (2) 日本型直接支払交付金(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について (3) 中山間地農業ルネッサンス推進事業について
5 調査審議結果	中山間ふるさと水と土保全対策事業、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業及び中山間地農業ルネッサンス推進事業の令和5年度の実施状況について審議いただき、適当と認められました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	第1回みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和6年7月19日(金)
3 委 員	【委員長】元三重大学教授 石川 知明 ほか7名
4 諮問事項	令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価・提言について
5 調査審議結果	みえ森と緑の県民税を活用して実施した令和5年度事業の評価・提言について、審議いただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会第1回自然環境・鳥獣合同部会
2 開催年月日	令和6年7月24日（水）
3 委 員	【部会長】NPO法人ECCOM 太田 玲奈 ほか9名
4 諮問事項	ツキノワグマの保護又は管理のあり方について
5 調査審議結果	・今後のツキノワグマの保護又は管理のあり方について、審議いただきました。 ・三重県ツキノワグマ出没注意報等について、ご意見をいただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	令和6年7月30日（火）
3 委 員	【会長】三重大学 教授 野中 章久 ほか11名
4 諮問事項	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和5年度分）について
5 調査審議結果	三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の管理状況（令和5年度分）に対して、審議・ご意見をいただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	令和6年8月5日（月）
3 委 員	【会長】三重大学 教授 平島 円 ほか7名
4 諮問事項	(1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和5年度版）について (2) 三重県食の安全・安心確保行動計画（令和6年度）について (3) 各団体からの食の安全・安心の確保に関する情勢報告および施策への要望について
5 調査審議結果	(1) 令和5年度に実施した食の安全・安心の確保に関する施策について、審議・ご意見をいただきました。 (2) 令和6年度に実施している食の安全・安心の確保に関する事業について、審議・ご意見をいただきました。 (3) 令和7年度の食の安全・安心確保に関する行動計画について、ご意見をいただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和6年8月22日（木）
3 委 員	【会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか8名
4 諮問事項	三重の森林づくり基本計画の変更について（中間案）
5 調査審議結果	・三重の森林づくり基本計画（変更計画）中間案について、審議いただきました。 ・三重の森林づくり基本計画の実施状況（令和5年度版）等について報告しました。
6 備 考	

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の概要

前 文

目的 第1条 食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、「基本理念」「実現を図るのに基本となる事項」を定め、「県の責務、農業者等の役割」等を明らかにすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の安定向上」「地域経済の健全な発展」を図る。

第3条 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること。

基本理念

第3条第1号
安全・安心な農産物の
安定供給

農産物の需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、安定的な供給が行われること。

第3条第2号
農業の持続的な発展

創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、農地等の農業資源が確保されることにより、持続的な発展が図られること。

第3条第3号
農村の振興

農産物の供給の機能と多面的機能が発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、振興が図られること。

第3条第4号
農業及び農村を起点と
した新たな価値の創出

県民と農業者等の相互理解を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、新たな価値創出の促進が図られること。

それぞれの役割等

第4条 県の責務

- ・基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に実施
- ・農業者等の意欲の増進を図りつつ、主体的な取組を助長
- ・市町、農業者等の関係者との連携及び協働

第5条 農業者等の役割

- ・基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努める。
- ・県、市町等関係者との連携協力
- ・農業生産等を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める。

第6条 県民の参加

- ・食に関する知識、農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努める。

県の取組

第7条 推進体制の整備

農業者等の主体的な取組の助長と関係者との連携協働を図り、施策等を推進するための体制の整備

第8条 財政上の措置

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第9条 基本計画

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定（基本的な方針、主要な目標等を定める。）

基本的施策等

第10条 水田の最適な利用
第11条 園芸作物等の産地の形成
第12条 畜産の健全な発展
第13条 安全・安心農業生産の取組の促進
第14条 農産物の安全・安心の確保

第15条 多様な農業経営の確立
第16条 技術及び知識の向上
第17条 農地の有効利用等

第18条 農村の総合的な振興
第19条 多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興
第20条 野生鳥獣による被害の防止

第21条 新たな価値の創出を図るための取組の促進
第22条 認証制度等の推進
第23条 食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進

第24条 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

集落等の地域、産地単位等で構成する団体による農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、活動計画の策定及び活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供及び助言その他必要な措置を講ずる。

【食料・農業・農村基本法の基本理念と具体的な施策】

※（ ）は現行条例での対応箇所、赤字・下線は改正に反映する事項

食料安全保障の確保

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・需要に応じた供給 ⇒（条例第3条第1号等）
- ・国内の農業生産の拡大
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保 ⇒（条例第17条）
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進 ⇒（条例第21条第5号）
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成

【具体的な施策】

- ・農産物の輸出促進 ⇒（条例第21条第5号）
- ・持続的な食料供給に要する価格形成に向けた農業者、食品事業者、消費者等の理解の増進

環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮 ⇒（条例第19条）

【具体的な施策】

- ・農業生産活動における環境への負荷の低減の促進

農業の持続的な発展

- ・望ましい農業構造の確立 ⇒（条例第15条）
- ・生産性向上、付加価値向上 ⇒（条例第21条）

【具体的な施策】

- ・多様な農業者による農業生産活動
- ・農業法人の経営基盤の強化 ⇒（条例第15条）
- ・農地の集団化・適正利用 ⇒（条例第17条）
- ・農業生産基盤の保全
- ・生産性の向上、農産物の付加価値の向上 ⇒（条例第10条、第21条）
- ・家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防 ⇒（条例第12条、第13条）

農村の振興

- ・地域社会の維持 ⇒（条例第18条）
- ・生産条件の整備、生活環境の整備 ⇒（条例第18条）

【具体的な施策】

- ・農地保全に資する共同活動の促進 ⇒（条例第17条）
- ・地域資源を活用した事業活動の促進 ⇒（条例第18条）
- ・農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進 ⇒（条例第18条）
- ・農福連携の環境整備 ⇒（条例第15条）、鳥獣害対策 ⇒（条例第20条）

【条例改正に向けた考え方】

- ・国で対応するもの、現行条例において対応しているものを整理し、必要な改正を行う。

「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、需要に応じた供給に係る対象を明確にすることで、県内の水田作物、園芸作物、畜産物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正

農業経営の発展や農村地域の振興による農産物の安定的な供給に向け、合理的な費用を考慮した農産物価格の形成に対する理解増進につながるよう、地産地消を県民の食生活全般で広く推進するため改正

気候変動の影響による豪雨災害等の激甚化、頻発化、農産物の品質低下や収量の減少などが顕在化するなか、環境と調和のとれた農業生産活動の促進に向け、農業生産の活動内容に環境負荷の低減を明記

人口減少に伴い農業者が急激に減少するなか、持続可能な農業構造の確立に向けて、第15条第1項で定める効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手に加え、それ以外の多様な農業者等による農業生産活動について新たに規定

施設の老朽化が進むなか、人口減少により施設の維持管理が困難となる地域においても、農業水利施設の機能を適切に確保するため、施設の整備と併せて保全が図られるよう改正

【条例の改正箇所】

（第3条第1号、第10条、第11条、第12条関係）
県民をはじめとする消費者の需要に対応した生産を促進する旨を追記

（第23条第3項関係）
（食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進）
県民の食生活において地産地消等県産農産物や食への理解を促進する旨に改正

（第2条第5号関係）
農業生産活動に、環境への負荷低減が図られる旨を追記

（第15条第2項関係）（新設）
（多様な農業経営の確立）
多様な農業者により農業生産活動が行われる旨を規定

（第17条第2項関係）
（農地の有効利用等）
保全管理が適切に行われる旨を追記

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

食料の安定的な供給はもとより、食と農に対する県民の多様化する期待に応えていくため、**雇用力のある農業経営体の育成**や**家族農業等の維持・継続**を図るなど、農業・農村の持続的な発展に向け、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めることで、「**持続可能な農業**」の実現をめざす計画とする

2 計画の性格

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、施策の基本となる計画として策定するもので、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和7年度(2025年度)を初年度とし、令和16(2034)年度を目標年とする

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

農業及び農村を取り巻く環境の変化

- ・人口減少により国内市場が縮小する一方、世界人口増により**海外市場は拡大**
- ・温暖化や豪雨の頻発化等、**気候変動による農畜産物の安定生産への影響が拡大**
- ・円安や国際情勢の影響により、輸入する食料・資材の価格高騰や入手の困難が発生
- ・アフリカ豚熱等の**家畜伝染病や病害虫の異常発生等**、リスクの増大
- ・農業の**担い手の減少・高齢化**の進行、農業生産を支える**労働力不足が表面化**
- ・農福連携、女性、若者、外国人等、**多様な人材の活躍が拡大**
- ・**スマート農業技術**の開発やその活用が拡大
- ・新たに施行された改正農業経営基盤強化促進法に基づき**地域計画の策定が法定化され、効率的な農地利用の拡大が期待**

- ・農地の総量確保に関する農地法制の見直しが進められるなど、食料生産基盤として農地を確保する重要性の高まり
- ・人口減少や高齢化による農村の活力の低下
- ・集落機能の維持や活動組織による共同活動の継続が困難
- ・自然災害が一層激甚化・頻発化する中、**災害リスクの増大**
- ・「モノ消費」から「コト消費」等への変化やエシカル消費の拡大、ECサイトやネットスーパーの需要拡大など、**消費者のニーズや行動が多様化**
- ・令和4年7月に「みどりの食料システム法」が施行されるなど、環境と調和のとれた産業への転換を促進
- ・生産・流通等のコストが増加しており、国においても「適正な価格形成に関する協議会」で議論を実施
- ・「食料・農業・農村基本法」が改正

第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

- (1) 食料の持続的な供給
- (2) 多面的機能の発揮
- (3) 地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- (1) 安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
- (2) 雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
- (3) 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- (4) 食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 新たな計画における取組方針

- (1) 安全・安心な食料の安定供給のための**農畜産物の生産・流通体制の強化**
- (2) 持続可能な農業の実現に向けた**多様な農業人材の確保、経営の集約化・効率化**の加速
- (3) **地域資源の活用や多様な人材の参画**による農業及び農村振興、**安心して暮らせるための農村**づくり
- (4) 消費者のニーズや行動に合わせた**価値創出や魅力発信、農業における環境負荷の低減**、生産・流通等のコスト増加をふまえた適正な価格形成に対する**県産農産物等への理解の促進**

第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割をふまえ、4つの基本施策と目標を定める

それぞれの基本施策において、第3章の3で定めた4つの「新たな計画における取組方針」を推進

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

基本目標指標	農業産出等額	基本事業
	農業生産によって得られた農畜産物、これらを原料とする加工農産物の生産額等の合計	1 県民等への 食料供給 を支える 水田農業 の推進 2 消費者ニーズに応える 園芸等産地 形成の促進 3 畜産業 の持続的な発展 4 農産物の生産・流通における 安全・安心 の確保
	現状値	目標値（R16年度）
	1,188億円（R4年）	1,225億円（R15年）

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

基本目標指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数（累計）	基本事業
	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数	1 地域の特性を生かした 農業の活性化 2 地域資源を生かした 農村の活性化 3 多面的機能 の維持・発揮 4 安全・安心な農村 づくり 5 獣害 につよい農村づくり
	現状値	目標値（R16年度）
	75取組（R5年度）	262取組（R16年度）

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

基本目標指標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	基本事業
	認定農業者のうち、所得等が500万円以上の経営体が占める割合	1 新規就農者 の確保・育成 2 農業経営体の持続的な 経営発展 の促進 3 農業を支える 多様な担い手 の確保・育成 4 農業生産基盤 の整備・保全 5 農畜産技術の 研究開発 と普及
	現状値	目標値（R16年度）
	32.5%（R5年度）	50%（R16年度）

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本目標指標	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出件数（新）	基本事業
	県産農産物等について、多様化する消費者ニーズや行動に合わせた商品やサービス等の件数	1 新価値創出 と 戦略的プロモーション の推進 2 環境負荷の低減 につながる農業生産活動の促進（新） 3 持続可能な食を支える 地産地消・食育 の推進（新）
	現状値	目標値（R16年度）
	51件（R5年度）	106件（R16年度）

第5章 推進体制の整備

特に注力する取組

国の改正「食料・農業・農村基本法」の基本的施策や県条例の改正内容をふまえ、条例に基づく基本計画においても、施策横断的に進める3つの取組と、危機管理体制の取組の4つを特に注力して進める

「**農畜産物における食料自給力の強化**」…各品目における生産の維持拡大、生産性の向上、気候変動への対応や農業資材の自給体制強化、地産地消をはじめ県民等への供給の促進につながる取組を展開

「**人口減少下における農業労働力の維持**」…農福連携や女性、若者、外国人等の農業・農村を支える多様な人材を確保する取組を展開 また、必要となる担い手を確保し、育成していくための取組を展開

「**環境と調和した農業の実現**」…環境保全型農業技術の導入や耕畜連携等の地域資源活用の拡大など環境負荷を低減する取組や、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮につながる取組を展開

「**家畜防疫対策の強化・徹底**」…高病原性鳥インフルエンザや豚熱、侵入の危険が高まるアフリカ豚熱などの家畜伝染病の発生を未然に防ぐ取組を展開するとともに、発生時における関係者の危機管理体制を構築

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

新たな計画における取組方針

安全・安心な食料の安定供給のための**農畜産物の生産・流通体制の強化**

- 消費動向をふまえた主食用米の生産振興、麦・大豆や飼料作物、米粉用米、野菜等の作付推進による水田の有効活用
- 高温等気候変動に対応した米やイチゴ等における新品種の導入、省力化や高品質化等に資するスマート農業技術の普及
- 伊勢茶の消費拡大、柑橘における輸出拡大、花きでの産地PRなどによる販売促進
- 畜産経営の規模拡大と効率化に向けた異業種との連携促進や施設整備の推進、和牛の輸出拡大、家畜伝染病の予防対策
- 原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化
- 生産から販売まで食に関わる事業者のコンプライアンス意識の醸成

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R16年度)	
1 県民等への食料供給を支える水田農業の推進	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース) ※3品目別で目標値を設定	81.7% (R2～4年度平均値)	85.5% (R15年度値)	・スマート農業技術の実装 ・ブランド米、業務用米の振興 ・麦・大豆の生産拡大 ・米粉用米、輸出用米の生産拡大
2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	国内生産量に対する県内園芸品目生産シェアの伸び率(新) ※野菜3,果樹1,茶1の5品目で目標値を設定	100% (R5年度値)	110% (R15年度値)	・水田を活用した野菜の生産拡大、野菜の業務用需要への対応拡大 ・果樹の輸出対応産地づくり ・需要を喚起する茶産地振興
3 畜産業の持続的な発展	高収益型畜産連携体数(累計)	28連携体 (R5年度値)	45連携体 (R16年度値)	・高収益型畜産連携体づくり ・県産畜産物のブランド力向上、輸出促進 ・飼料の自給体制の強化、堆肥の活用 ・アフリカ豚熱等防疫体制の強化
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	農業の生産・流通における安全・安心確保率	100% (R5年度値)	100% (R16年度値)	・食の安全性についての情報提供 ・卸売市場の品質管理の高度化

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

新たな計画における取組方針

持続可能な農業の実現に向けた**多様な農業人材の確保、経営の集約化・効率化**の加速

- 新規就農者をはじめ担い手の確保・育成
- 担い手への農地や経営の集約化、農作業の省力化や効率化の促進
- 小規模な兼業農家等も参画する地域営農体制構築の推進
- 農業における多様な人材の確保や農作業代行など労働力を補完する事業体の育成
- スマート技術に対応した基盤整備の展開、農業水利施設の保全管理体制の強化
- 効果の高い研究成果の創出及び普及を効果的に図るため民間企業、大学等研究機関との連携の強化

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R16年度)	
1 新規就農者の確保・育成	新規就農者数	121人 (R5年度値)	180人 (R16年度値)	・就農から経営発展の各段階に応じたきめ細かなサポートの実施 ・農業ビジネス人材の養成 ・法人等における就農者受入環境の整備
2 農業経営体の持続的な経営発展の促進	担い手への農地集積率	46.0% (R5年度値)	70% (R16年度値)	・地域計画の実行支援 ・経営発展に向けた専門家派遣 ・企業参入やサービス事業体の活動促進
3 農業を支える多様な担い手の確保・育成	農業と福祉との連携による新たな就労人数	49人 (R5年度値)	48人 (R16年度値)	・障がい者、女性、若者、外国人等の多様な人材を確保する仕組み構築 ・農福連携における施設外就労の拡大 ・農業ジョブトレーナー等の育成 ・農福連携への企業の参画促進
4 農業生産基盤の整備・保全	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	47.4% (R5年度値)	83.5% (R16年度値)	・農地の大区画化や農業用水路のバイプライン化の推進 ・農業水利施設の保全管理体制の強化 ・優良農地の確保
5 農畜産技術の研究開発と普及	成果の創出と普及に向けた民間企業、農業者、大学等研究機関との研究連携数(新)	32件 (R5年度値)	35件 (R16年度値)	・気候変動への適応等ニーズに応じた品種や技術の開発 ・スマート技術の活用など効率化・省力化を進める技術の開発 ・環境負荷低減につながる技術の開発

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

新たな計画における取組方針

地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、**安心して暮らせるための農村**づくり

- 地域農業の活性化に向けた中山間地域を含めた集落や産地における**新たな人材の参画・育成**や活動規模の拡大、**地域営農体制の構築**
- 地域資源を活かした農泊の推進や地域活性化施設の整備による**所得と雇用**の確保や関係人口の創出
- 広域化、外部団体等とのマッチングおよび非農業者の参画による**活動組織の体制強化**
- ため池対策や排水施設整備、流域治水の推進による**防災・減災機能の維持・強化**
- 有害鳥獣に対する侵入防止柵の整備、捕獲、生息数管理やその体制づくり等、**総合的な獣害対策の実施**

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R16年度)	
1 地域の特性を生かした農業の活性化	地域活性化プラン策定数(累計)	589プラン (R5年度値)	864プラン (R16年度値)	・「地域活性化プラン」の推進 ・多様な農業者等による営農体制の構築 ・多様なニーズに応じた基盤整備
2 地域資源を生かした農村の活性化	農山漁村の交流人口	1,679千人 (R4年度値)	2,009千人 (R15年度値)	・自然や食などの地域資源を生かした経済活動の促進 ・地域資源を生かした商品の開発・販売の促進 ・より滞在時間の長い交流の促進 ・生活環境等の整備
3 多面的機能の維持・発揮	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地(一部新)	－ha (R5年度値)	830ha (R16年度値)	・水路・農道の保全等多面的機能を支える共同活動の促進 ・多様な人材の参画による地域のコミュニティ機能増進
4 安全・安心な農村づくり	ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	4,727ha (R5年度値)	13,325ha (R16年度値)	・農業用ため池や排水機場の豪雨対策や耐震化等の整備 ・流域治水の推進
5 獣害につよい農村づくり	野生鳥獣による農業被害金額	161百万円 (R4年度値)	136百万円 (R15年度値)	・人材育成、体制づくり、被害防止の取組推進 ・ジビエの安定供給体制の整備

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

新たな計画における取組方針

消費者のニーズや行動に合わせた**価値創出や魅力発信、農業における環境負荷の低減**、生産・流通等のコスト増加をふまえた適正な価格形成に対する**県産農産物等への理解の促進**

- 大都市圏等における「**みえの食**」のプロモーションや**電子商取引**の推進
- 事業者間連携を促進するための**マッチング**機会の創出
- 県産農産物等の販路拡大に向けた**地域商社**および**物流事業者**等との連携強化
- 環境**への負荷低減に資する技術の導入や有機農業の拡大、関係者の理解醸成
- 持続可能な食料供給に向けた**生産者**や**消費者**への働きかけ

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R16年度)	
1 新価値創出と戦略的プロモーションの推進	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業等数(新)	79件 (R5年度値)	189件 (R16年度値)	・多様なニーズに対応するための事業者間の連携推進 ・情報発信力の高い事業者とのマッチング支援
2 環境負荷の低減につながる農業生産活動の促進(新)	環境負荷低減事業活動に取り組む件数(新)	4件 (R5年度値)	200件 (R16年度値)	・環境負荷低減技術の実証・推進 ・環境負荷低減に取り組む農業者の認定 ・環境保全型農業直接支払制度の推進
3 持続可能な食を支える地産地消・食育の推進(新)	地産地消、食育を主体的に取り組む事業者等数(新)	61件 (R5年度値)	105件 (R16年度値)	・地産地消や食育、6次産業化の推進 ・エシカル(倫理的)消費の実践や適正な価格形成の実現に向けた消費者理解の促進

国の改正「食料・農業・農村基本法」の基本的施策や県条例の改正内容をふまえ、条例に基づく基本計画においても、「**農畜産物における食料自給力の強化**」、「**人口減少下における農業労働力の維持**」、「**環境と調和した農業の実現**」の施策横断的に進める3つの取組と、危機管理体制として「**家畜防疫体制の強化・徹底**」の取組を設定し、特に注力して進めます。

注力する取組① 農畜産物における食料自給力の強化

それぞれの品目や産地において、**スマート農業技術の導入**による生産性向上、**気候変動に対応**する生産対策の推進、**飼料や肥料等の自給体制の強化**など、**農畜産物の生産の維持・拡大**に向けて必要な取組を展開します。

また、魅力ある**県産農畜産物の県民をはじめとする消費者への供給**の促進につながる取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) それぞれの品目における生産の維持・拡大 ※米、小麦、大豆の3品目および野菜3、果樹1、茶1の5品目で目標値を設定 ・ 水稻における多収品種の導入、輸出用米の拡大 ・ 野菜等における加工・業務用需要等への対応 など	I
	(2) スマート農業技術の導入をはじめとする生産性の向上 ・ ICT等の活用によるスマート農業技術の導入 ・ スマート技術の導入に対応した新たな基盤整備の展開 など	I, II, III
	(3) 気候変動への対応や農業資材の自給体制強化による持続性向上 ・ 気候変動への適応のための品種や技術の開発 ・ 原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化 など	I, II
	(4) 地産地消をはじめ、魅力ある県産農畜産物の県民等への供給の促進 ・ 多様な世代に向けた地産地消や食育のさらなる推進 など	I, IV

注力する取組③ 環境と調和した農業の実現

それぞれの地域や産地において、**環境保全型農業技術の導入**や**有機農業**といった農業の自然循環機能が維持増進される農業生産活動の推進、**耕畜連携等の地域資源の活用を拡大**する取組の推進など農業における環境負荷を低減する取組や、農業・農村が持つ県土保全や水源かん養など**多面的な機能の維持・発揮**につながる取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) 環境への負荷低減に資する栽培体系への転換の推進 ・ 「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した環境負荷の低減につながる生産活動の促進 など	IV
	(2) 農業生産資材における地域資源の活用促進 ・ 耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜に由来する堆肥を農地に還元する取組の促進 など	I, II, III
	(3) 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮 ・ 「多面的機能支払交付金」を活用した地域資源の保全や良好な景観形成等を支える地域の共同活動の促進 など	III

注力する取組② 人口減少下における農業労働力の維持

それぞれの地域や産地において、農福連携、女性、若者、外国人等の、**農業・農村を支える多様な人材を確保**する取組を展開します。

また、必要となる**担い手を確保し、育成していく**ための取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) 産地や農業経営体における多様な人材による労働力の確保 ・ 新規就農者の就農から経営発展の各段階におけるきめ細かなサポート ・ 障がい者、女性、若者、高齢者、外国人等の多様な人材の確保に向けた取組 など	II
	(2) 地域計画の作成を通じた話し合いの促進による担い手の確保・育成 ・ 集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入の促進 など	II
	(3) 小規模な兼業農家や高齢農家をはじめ多様な農業者の参画・連携による地域農業・集落機能の維持発展 ・ 小規模な兼業農家や高齢農家等の多様な農業者が参画する地域営農体制の構築 など	II, III

(危機管理体制) 家畜防疫対策の強化・徹底

高病原性鳥インフルエンザや**豚熱**、さらには隣国で発生し侵入の危険が高まっている**アフリカ豚熱**など、**家畜伝染病の発生を未然に防ぐ**とともに、万一発生した場合には、的確に対応するため、関係者が一致団結した危機管理体制を構築します。

取組方向

- | |
|---|
| (1) 家畜伝染病の農場・畜舎への侵入防止対策の強化・徹底 |
| ・ 人、物、車両による農場へのウイルスの持ち込み防止対策の強化・徹底 |
| ・ 野生動物の侵入防止対策の強化・徹底 |
| (2) 野鳥や野生イノシシ対策など家畜伝染病のまん延防止対策の強化 |
| ・ 鳥インフルエンザの発生防止に向けて野鳥のウイルス感染の有無などのモニタリング |
| ・ 豚熱の経口ワクチン散布の継続実施、野生イノシシの感染状況のモニタリングおよび捕獲強化による個体数の低減 |

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

「みえ元気プラン」および「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

令和7年度(2025)から10年後を見通す

第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢

1 農業および農村を取り巻く情勢の変化

- (1) 本格的な人口減少
- (2) 食料安全保障のリスクの顕在化
- (3) 自然災害の激甚化・頻発化
- (4) 農村地域における集落機能の低下
- (5) 情報通信技術等の活用による農業DX
- (6) 国の農業政策をめぐる動き

2 三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題

- (1) 農業生産性向上
 - ・人口減少や高齢化が進行し、農業就業人口の減少。
- (2) 農村の防災減災
 - ・自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大。
- (3) 農村の振興
 - ・集落機能の低下や活動組織による共同活動の継続が困難な状況。

第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり

役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり

役割3 農村の振興を支える体制づくり

2 取組の展開に向けた見直し視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、次の3点を見直しの視点としながら、地域での計画づくりに積極的に関与するとともに、めざす姿を地域の関係者と共有し、連携して農業農村整備を推進する。併せて、農業生産性の向上、農村の防災減災や地域活性化等に向けた農業農村整備施策について、必要性や役割を広く県民に情報発信する。

見直し視点1 食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化に向けた新たな展開

見直し視点2 安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開

見直し視点3 多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向けた新たな展開

3 農業農村整備がめざす

農業および農村の将来の姿

- ① 生産性や収益性の高い農業
- ② 安全・安心な農村生活
- ③ 農村活力の維持・強化

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業生産性の向上と安心・安全な農村づくりを図るとともに、活力ある持続可能な農村の振興に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進する。

○**地域の特性を生かした**計画づくりに向け、市町をはじめ関係機関との連携等を促進し、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた**優先度**を設定して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト削減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金の軽減対策**に取り組む。

1 農業生産性の向上

農業生産基盤の維持・発展を図り、更なる農地の集積・集約化を進めるため、**農地の大区画化等のスマート技術に対応した生産基盤の整備、効率的な営農の実現に向けたパイプライン化等の維持管理の省力化に取り組むとともに、農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう、施設の保全対策に取り組む。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	47.4%	83.5%
基本事業	スマート技術や省力化に対応した基盤整備(新)	整備地区数	9地区	43地区
	更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策(新)	着手済施設数	17施設	44施設

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、**農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備とともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適正な保全及び管理体制の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進する。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	4,727ha	13,325ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済ため池の数	57か所	171か所
	排水機場の耐震化および長寿命化	整備済排水機場の数	21か所	78か所
	田んぼダムに取り組む水田(新)	取組面積	135ha	900ha

3 活力ある持続可能な農村の振興

活力ある持続可能な農村を実現するため、**農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、組織の共同活動が持続的に行えるよう、組織間の連携促進等、組織の体制強化に取り組む。また、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進する。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数(新)	取組数	-	170取組
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動増加面積	-	830ha
	組織の体制強化が図られた活動組織(新)	活動組織数	-	20組織
	中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	113施設	238施設
	中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	-	70ha

第5章 推進体制

1 関係者の役割

本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携して行う。

2 推進体制

「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。

農業・農村を取り巻く情勢の変化

- ・本格的な人口減少
- ・食料安全保障のリスクの顕在化
- ・自然災害の激甚化・頻発化
- ・農村地域における集落機能の低下
- ・これらを踏まえた、新たな国の農業政策（食料・農業・農村基本法の改正、ため池特措法の施行）など

取り組むべき課題

農業生産基盤の維持・発展

食料安全保障上のリスクが高まる中、農業・農村における人口減少の影響が顕著化してきていることから、食料の安定供給に向けて、農地や水路など**農業生産基盤の維持・発展**を図ることが必要。

【その他関連施策】

優良農地の確保、土地改良区の運営基盤の強化を図ることが必要。

農業・農村の強靱化

自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害発生リスクが高まっていることから、**農業・農村の強靱化**を推進していくことが必要。

農村に人が住み続けるための条件整備 農村を支える活力の創出や人材の確保

人口減少や高齢化の進行により、集落機能の低下や活動組織による共同活動の継続が困難な状況になりつつあることから、**農村に人が住み続けるための条件整備を進めるとともに、農村を支える活力の創出や人材を確保する**ことが必要。

【その他関連施策】

活力ある持続可能な農村の振興を図るためには、所得と雇用機会の確保が必要。

野生鳥獣による農林水産業被害や生活被害の軽減が必要。

見直しの視点

食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化

農業生産基盤の維持・発展を図るため、

- ・ICT活用など**スマート技術に対応した基盤整備の展開**
- ・**効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化**

を目指す。

【その他関連施策】

荒廃地の発生抑制、土地改良区の体制強化を目指す。

安心して暮らせるための農村づくり

農業・農村の強靱化を推進するため、

- ・ため池対策や排水施設整備による防災・減災機能の維持・強化
 - ・管理者への技術的支援やICT活用による農業用施設の**保全管理体制の整備**
 - ・流域治水の推進
- を目指す。

多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興

中山間地域をはじめとする

農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える活力の創出や人材を確保するため、

- ・農業生産を支える地域に応じた基盤整備と**地域資源活用につながる地域活性化施設整備の一体的な推進**
- ・広域化、外部団体等とのマッチング及び非農業者の参画による**活動組織の体制強化**

を目指す。

【その他関連施策】

- ・地域資源を活用し事業活動に取り組む人材の育成、農山漁村地域の魅力発信
 - ・持続的な獣害対策と野生鳥獣の適正管理
- を目指す。

主要な取組及び目標指標

農業生産性の向上

農業生産基盤の維持・発展を図り、更なる農地の集積・集約化を進めるため、**農地の大区画化等のスマート技術に対応した生産基盤の整備、効率的な営農の実現に向けたパイプライン化等の維持管理の省力化に取り組むとともに、農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう、施設の保全対策に取り組む。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	47.4%	83.5%
基本事業	スマート技術や省力化に対応した基盤整備（新）	整備地区数	9地区	43地区
	更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策（新）	着手済施設数	17施設	44施設

安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、**農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備とともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適正な保全及び管理体制の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進する。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	4,727ha	13,325ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済ため池の数	57か所	171か所
	排水機場の耐震化および長寿命化	整備済排水機場の数	21か所	78か所
	田んぼダムに取り組む水田（新）	取組面積	135ha	900ha

活力ある持続可能な農村の振興

活力ある持続可能な農村を実現するため、**農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、組織の共同活動が持続的に行えるよう、組織間の連携促進等、組織の体制強化に取り組む。また、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進する。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数（新）	取組数	-	170取組
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動増加面積	-	830ha
	組織の体制強化が図られた活動組織（新）	活動組織数	-	20組織
	中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	113施設	238施設
	中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	-	70ha

「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況（令和5年度版）について

「三重の森林づくり基本計画」に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指 標	目標（R5）	実績（R5）	目標（R10）
公益的機能増進森林整備面積（累計）	10,900ha	9,783ha	30,300ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	2,259地区	2,268地区	2,359地区
新植地の被害率（被害）	—	3.1%	0%
森林境界明確化面積（累計）	38,000ha	34,156ha	60,000ha

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- 森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を推進し、植栽や下刈、間伐等の整備を4,512haの森林で実施しました。

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- 山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧整備等に取り組むとともに、機能が低位な保安林の健全な成長を促進させるための調整伐等を実施しました。
- 「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となる恐れのある危険木の除去や流域の防災機能の強化を図るための森林整備等を実施しました。

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- 森林経営管理制度の円滑な実施に向けて市町への支援に取り組んだ結果、令和5年度末までに21市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、12市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち10市町が市町村森林経営管理事業を実施しました。



「みえ森林経営管理支援センター」による支援（市町担当者向け研修会）

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指 標	目標（R5）	実績（R5）	目標（R10）
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,549千人	1,360千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	23市町	20市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	200人・団体	204人・団体	300人・団体

基本施策3-(1)森林文化の振興

- 森林や木に親しみ、その大切さを知っていただくため、「みえ森と緑の県民税」を活用して「こども森の写真教室」を開催したほか、「第10回みえの森フォトコンテスト」を開催し、優秀作品を公共施設やショッピングセンター等で展示しました。
- 自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを開催しました。

基本施策3-(2)森林環境教育・木育の振興

- 津市白山町の林業研究所内に設置した「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育の指導者を育成するための講座を10回開催するとともに、県内の小学校など11箇所で開催の森林教育の活動支援（出前授業）を行いました。
- 森林や木、木材の魅力にふれることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として、新たに15施設を認定しました。
- 教育・保育関係者をはじめとする参加者が交流を図り、森林教育について考え話し合う場とするため、「第2回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。



自然体験ツアー



「第2回みえ森林教育シンポジウム」

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指 標	目標（R5）	実績（R5）	目標（R10）
県産材素材生産量	415千㎡	452千㎡	430千㎡
林業人材育成人数（累計）	320人	303人	645人
製材・合板需要の県産材率	50.0%	56.4%	60.0%

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- 林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、約993㎢の航空レーザ測量を実施したほか、LPWA通信環境を構築したモデル地区を新たに1地区設定し、当該地区におけるスマート技術の導入を支援しました。
- スマート林業に関する技術や効果を広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法に関する検討部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- 次代を担う林業の人材育成を進めるため、「みえ森林・林業アカデミー」において各種講座を開催し、基本3コースに県内外から新たに25名の受講生が参加したほか、より専門性の高い技術等を習得する選択講座に延べ114名が参加しました。
- 林業の新規就業者の確保に向けて、首都圏での就業・就職フェアにおいて、就業希望者への相談対応を行ったほか、林業体験講座やインターンシップ等を実施しました。

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- 中大規模建築物等の木材利用を促進するため、「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、6名の建築士を養成したほか、木造非住宅建築物の設計支援を行いました。



プレイヤー育成コースにおける講座（伐倒技術）

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指 標	目標（R5）	実績（R5）	目標（R10）
森林づくり活動への参加団体数	119団体	119団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数（累計）	40者	43者	80者
三重の森林づくりへの関心度	40.0%	46.6%	50.0%

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- 菟野町、多気町及び松阪市において、新たに4件の「企業の森」の協定が締結され、森林づくりを社会全体で支える取組が進みました。

基本施策4-(2)木づかいの促進

- 県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」として位置付け、これらを体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を9回開催しました。
- 民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する『三重県「木づかい宣言」事業者登録制度』を推進し、新たに5事業者を登録しました。

基本施策4-(3)三重のもりづくりの意識の醸成

- 県民の皆さんのもりづくりに対する意識を醸成するため、伊賀市にある「青山ハーモニー・フォレスト」にて県民参加の植樹祭を開催し、43人が植樹活動に参加しました。



「木づかい宣言」登録書 授与式



県民参加の植樹祭

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

平成31年3月の変更から5年が経過する中で、この間大きく変化した森林・林業を取り巻く状況をふまえ、今後、県民や市町、林業事業体等が一丸となって三重の森林づくりに取り組むにあたって、県としての基本的な方向性を改めて示すものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

森林・林業を取り巻く主な社会情勢の変化は次のとおり。

- （1）国の新たな森林・林業基本計画の策定
- （2）2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き
- （3）森林環境税及び森林環境譲与税の導入
- （4）森林経営管理制度の運用開始
- （5）「みえ森林教育ビジョン」の策定
- （6）「三重の木づかい条例」の制定
- （7）「三重の森林づくり条例」の改正
- （8）みえ森と緑の県民税の見直し
- （9）花粉発生源対策の推進
- （10）利用期を迎えた森林資源の活用促進
- （11）林業人材の確保・育成
- （12）全国植樹祭の招致の表明
- （13）木材需給を巡る状況の変化

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

- ・林業経営に適さない森林や公益的機能が低下した保安林等において、9,783haの公的主体による森林整備を実施しました。
- ・森林整備を促進していくため、市町における森林環境譲与税を活用した取組を支援するほか、森林境界の明確化をより一層進めていく必要があります。
- ・カーボンニュートラルの実現やスギ花粉の発生を抑えた多様で健全な森林への転換に向け、人工林の伐採を促進するとともに、伐採後の確実な更新を進めていくことが重要です。

【基本方針2 林業の持続的発展】

- ・路網整備等の木材生産拡大に向けた支援や、大型合板工場や木質バイオマス施設の稼働でB・C材需要が高まったこと、「三重の木づかい条例」を制定し、公共建築物の木造・木質化を推進したことなどから、令和5年度の素材生産量は452千㎥となりました。
- ・県内人工林の約8割が50年生を超え、多くの森林が利用期を迎えていることをふまえ、主伐・再造林を促進していくため、A材需要を拡大し、収益性を高めるとともに、スマート林業の導入や低コスト造林により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、循環型林業を確立していく必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

- ・「みえ森づくりサポートセンター」の運営やみえ森と緑の県民税の活用等により、森林環境教育支援市町数は20市町になるなど、地域における森林教育の取組は拡大しています。
- ・「みえ森林教育ビジョン」の実現に向け、学校教育現場を中心に、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及に向けた森林教育指導者による支援や森林教育プログラムの充実等の取組をさらに進めていく必要があります。
- ・森林文化及び森林教育の振興に向けて、森林や自然とふれあえる環境を充実させていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

- ・森林づくり活動団体への支援や、企業の森の活動の促進のほか、木づかいに関する普及啓発、県民参加の植樹祭の開催等により、県民の森林づくり活動や木づかいへの理解が深まるとともに、実際の行動にもつながっています。
- ・令和13年に招致を表明している全国植樹祭を、県民の森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会と捉え、開催に向けて準備を進めていく必要があります。
- ・木材が暮らしの中に取り入れられている社会づくりを進めるため、身のまわりの生活用品における木材利用や、企業への木材利用の意義の情報発信を推進する必要があります。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

「三重の森林づくり条例」に規定する、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念、「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林教育の振興」、「県民の参画」を受けて、前基本計画に引き続き、4つの基本方針を定めます。

2 基本方針と目標

10年後にめざすべき姿として、新たな指標を含む計12の指標を設定します。（別添5－2）

第2章 基本施策 及び 第3章 具体的な施策

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

基本施策1-(1)「構造の豊かな」森林づくり

- ①持続可能な森林づくり ②公益的機能を重視した森林づくり ③多様な森林づくり

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- ①災害に強い森林づくりの推進 ②森林の保全と保安林制度の推進 ③森林病害虫対策及び森林災害対策の着実な実施
- ④野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- ①国・市町等と連携した森林管理の推進 ②森林資源データの整備と情報提供 ③森林の公有林化等による公的管理
- ④森林の公益的機能発揮に向けての研究

【基本方針2 林業の持続的発展】

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- ①森林施業の集約化の促進 ②多様な原木の安定供給体制の構築 ③林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- ④多様な収入源の創出 ⑤特用林産の振興 ⑥効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- ①林業の担い手の育成・確保 ②地域を担う多様な人づくり ③林業事業体の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- ①県産材の需要の拡大 ②信頼される県産材の供給の促進 ③住宅建築における木材利用の促進
- ④中・大規模施設等の木材利用の推進 ⑤持続可能な木質バイオマス利用の推進 ⑦新製品・新用途の研究・開発の促進

【基本方針3 森林文化及び森林教育の振興】

基本施策3-(1)森林文化の振興

- ①森林の文化的価値の保全及び活用 ②森林文化の体験と交流の促進 ③里山の整備及び保全の促進
- ④森林文化の継承

基本施策3-(2)森林教育の振興

- ①森林教育に関わる「人づくり」 ②森林教育に関わる「場づくり」 ③森林教育に関わる「仕組みづくり」

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

- ①森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成 ②緑化活動の促進 ③三重のもりづくり月間の取組

基本施策4-(2)木づかいの促進

- ①暮らしの中での木づかいの促進 ②多様な主体との連携による木づかいの促進

第4章 計画の進行管理

計画の目標達成に向けて施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

- ①数値目標による進行管理 ②年次報告及び公表 ③計画の見直し

第5章 重点プロジェクト

計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けて実施します。（別添5－3）

- ①「新しい林業」推進プロジェクト ②林業の担い手確保・育成プロジェクト
- ③みえの木づかい推進プロジェクト ④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標	現状値（R5）	目標値（R16）
公益的機能増進森林整備面積（累計）	2,265ha（参考）	22,900ha
再造林面積	127ha	471ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	20地区（参考）	200地区
森林境界明確化面積（累計）	34,156ha	63,600ha

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策1-(1) 「構造の豊かな森林」づくり	①	CO2吸収機能が高く、花粉の少ない森林への転換に向けた 主伐・再造林の促進
		森林資源の循環利用の確立 に向けた効率的な作業体系による造林経費の低コスト化
		再造林による確実な森林の更新 と造林未済地の解消
		J-クレジット認証取得の促進 による森林整備のさらなる拡大
	②	森林資源の有効活用を図りながら、 公益的機能を発揮させる森林整備を着実に推進
基本施策1-(2) 県民の命と暮らしを守る森林づくり	③	成長が早く花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給 できる体制の整備
	①	山地災害危険地区における治山施設の整備による安全・安心の確保
		みえ森と緑の県民税県事業による 災害に強い森林づくりを着実に推進
基本施策1-(3) 森林づくりを推進する体制の強化	②	林地開発制度や保安林制度の適正な運用
		森林の更新を阻害する野生鳥獣による被害の低減
	④	森林環境譲与税を活用した 森林整備の促進に向けた県と市町の協働体制の強化
		航空レーザ測量等の スマート技術を活用した効率的な森林境界明確化の促進
		リモートセンシング技術等の効果的な活用による 森林・林業のDX化の推進
基本施策1-(4) 森林・林業の振興	③	森林経営管理制度に基づく公的な森林管理の促進

基本方針2 林業の持続的発展

指標	現状値（R5）	目標値（R16）
県産材素材生産量	452千m ³	612千m ³
森林経営計画等の面積	45,275ha	69,290ha
林業人材育成人数（累計）	303人	1,085人
製材・合板（A・B材）工場における県産材需要量	172千m ³	282千m ³

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策2-(1) 林業及び木材産業等の振興	①	森林経営計画や 森林経営管理制度 に基づく 森林施業の集約化の促進
	②	既存の木材需要や新たな大型需要に対し原木を安定供給できる 木材生産体制の整備
	③	森林施業の収支のプラス転換に向けた 伐採～保育作業の低コスト化の促進
		成長に優れた エリートツリーの種苗、コンテナ苗の生産体制の整備
	④	新たな収入源として J-クレジットの効率的・効果的な認証取得の普及・啓発
基本施策2-(2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	①	就業や移住に関する相談会の開催や就業体験等による新規就業者の確保
		「みえ森林・林業アカデミー」における次代を担う林業人材の育成
		架線集材や高性能林業機械の操作等の高い技術を有する人材の育成
	②	異業種との連携や外国人材の活用等による多様な労働力の確保
基本施策2-(3) 県産材の利用の促進	①	木材販売における収益性が高い 製材・合板向けの県産材需要の拡大
		木材利用による カーボンニュートラルへの貢献に対する県民・事業者の理解の促進
	④	市町等と連携した公共施設や民間商業施設等における木材利用の推進
		木造・木質化の相談や 県産材利用の提案ができる建築士の養成 中大規模建築物の建築に対応した 木材調達手法の普及

基本方針3 森林文化及び森林教育の振興

指標	現状値（R5）	目標値（R16）
森林文化・自然体験施設等の利用者数（累計）	1,208千人	1,401千人
森林教育に取り組む小学校数	128校	230校

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策3-(1) 森林文化の振興	①	世界遺産や日本農業遺産等の制度を活用した地域の伝統や文化の価値向上
		ジビエや広葉樹等の新たな価値に着目した森林資源の活用
	②	森林公園や自然歩道等を活用した 森林や自然を体験できる場や機会の創出
	③	地域住民やNPO等による里山の整備及び保全の促進
基本施策3-(2) 森林教育の振興	①	森林教育に関する積極的な情報発信と指導者の育成・フォローアップ
		市町や企業、関係団体等と連携した森林教育の場づくり
		「みえ森づくりサポートセンター」を核とする関係機関のコーディネート
	③	学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくり 子どもから大人まで 一貫した森林教育体系の構築

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	現状値（R5）	目標値（R16）
三重の森づくり運動参加者数	14,671人（参考）	19,000人
木づかい宣言事業者数（累計）	43者	120者

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	①	「みえ森林づくりサポートセンター」を核とした、技術研修や情報提供
		森林づくり活動団体への 市町と連携した活動への支援
		NPO、企業、教育機関、行政等の 森林づくり関係者によるネットワークの構築
		森林づくりイベントの開催、企業の森等を通じた 多様な主体による森林づくり活動の促進と森林を育む意識の醸成
基本施策4-(2) 木づかいの促進	②	みどりの少年隊の活動など、 次代を担う子どもたちの地域における緑を守り育てる活動への支援
		木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信
	①	身近に県産材とふれあえる機会を提供し、 日常生活のなかでの木づかいの促進
基本施策4-(3) 森林・林業の振興	②	多様な主体との連携による木づかいの積極的な情報発信

森林・林業を取り巻く社会情勢の変化や課題を考慮し、計画期間の前半5年間（令和7年～11年）において、重点的に実施すべき4つのプロジェクトを施策横断的に取り組む。

①「新しい林業」推進プロジェクト

取組の方向性	■ 県内の人工林の約8割が50年生を超えるなか、豊富な森林資源を活用した持続可能な循環型林業の確立や、カーボンニュートラルの実現に向けて、主伐・再造林の促進が必要 ■ 木材販売収益に対し再造林・保育等の経費が高いことから、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」の推進が必要		
成果指標	事業展開の内容	基本方針	
「新しい林業」に取り組む事業体数 34事業体	植栽密度や下刈り回数の低減、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムの導入、成長に優れた苗木の普及等による森林・林業経営のトータルコストの削減	1	
	成長が早く花粉の少ない苗木の増産に向けた採種園の整備や種子及び苗木生産者への支援	1、2	
	I C T等の技術に精通する技能者の育成やスマート技術を活用した機器の導入促進を通じたスマート林業の現場実装の加速化	2	
	木材生産の基盤となる森林作業道等の路網開設への支援	2	

②林業の担い手確保・育成プロジェクト

取組の方向性	■ 林業就業者数は40年前と比較して約4分の1にまで減少している一方で、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備の増加が見込まれることから、これらに対応できる林業の担い手の確保・育成が必要 ■ 生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）が減少傾向で推移する中、異業種との連携や外国人材の活用等により多様な林業労働力を確保していくことが必要		
成果指標	事業展開の内容	基本方針	
新たに林業に従事する多様な労働者数 300人	「みえ林業総合支援機構」と連携した、就業ガイダンスや林業体験ツアー等の新規就業者確保対策の推進	2	
	「みえ森林・林業アカデミー」における主に既就業者を対象とした林業人材の育成	2	
	異業種・外国人材等が活躍できる施業モデルの構築や受け入れ体制の整備、林業事業体とのマッチングサポート	2	
	幼児教育や学校教育現場における森林教育プログラムや自然体験機会の充実	3	

③みえの木づかい推進プロジェクト

取組の方向性	■ 木材需要のさらなる拡大に向け、民間の非住宅建築物における木材利用の促進が必要 ■ 木材利用とカーボンニュートラルの結びつきについて、県民や事業者への理解の促進を図ることが重要		
成果指標	事業展開の内容	基本方針	
木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量（累計） 600t-CO2	建築物の木造・木質化の提案ができる建築士の育成や、非住宅建築物の設計への支援	2	
	中大規模木造建築・木質化によるCO2固定量の認証・登録制度の創設	2	
	民間需要に対応できる設計士や工務店、木材コーディネーターとのネットワークの構築	2	
	木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携した県産材利用の情報発信	4	

④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

取組の方向性	■ 令和13年の全国植樹祭招致に向けて、これまで以上に、県民や企業における森林づくりへの意識の醸成や、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、関係者との連携を強化することが必要		
成果指標	事業展開の内容	基本方針	
三重の森づくり ネットワーク会員数 100団体	地域の学校教育現場での森林教育で活躍する指導者の育成や活動への支援	3	
	森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出	3、4	
	森づくり活動団体や企業・緑化団体・教育関係者・NPO等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を構築	4	
	森林由来のJークレジットを購入する企業等への森林づくり活動機会の提供	4	

大会テーマ、大会マスコットコスチュームデザインおよび 子ども用法被デザイン

【大会テーマ】

「受け継ごう 命あふれる 清い海」

【大会応援マスコット】



とこまる

【大会応援マスコットコスチュームデザイン】



【子ども用法被デザイン】



新たな「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」中間案の概要

別添7－1

第1 基本計画策定の考え方								
1 基本計画策定の趣旨 ○ 条例に掲げる基本理念の実現に向けて、基本的な方針や主要な目標、基本的施策等を定め、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定 2 基本計画の位置付け ○ 条例に基づく基本計画として、本県水産業及び漁村の振興に関する施策の基本となるもの								
第2 三重県の水産業及び漁村を取り巻く情勢								
1 水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化 ○ 「漁業法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴う資源管理等の基本的制度の見直し ○ 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づく資源管理の推進、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に基づく不正に採捕された水産物の流通防止強化 ○ 外国人の就業、水福連携等の水産業における多様な担い手の活用推進 ○ 国際情勢や円安等に伴う燃油・配合飼料価格のさらなる高騰 ○ アジア圏の魚介類消費の増加、ALPS処理水海洋放出を受けた中国による日本産水産物輸入停止 ○ 南海トラフ地震等の大規模災害の発生リスクの高まり、自然災害の激甚化・頻発化 ○ 「漁港及び漁場の整備等に関する法律」の施行に伴う「海業」による漁港活用促進 ○ I C Tブイによる海況情報配信やドローンによる藻場分布状況調査等のスマート化の推進 ○ 2050年カーボンニュートラル実現に向けたJブルークレジット制度の創設 ○ 魅力発信の好機となる「第44回全国豊かな海づくり大会」、大阪・関西万博の開催								
2 本県水産業及び漁村の現状 2－1 漁業生産の現状 ・海洋環境の変化等の影響により、漁業産出額は446億円（H30）から380億円（R4）に減少 ・マイワシ、サバ類等の資源量は大幅減少、栽培漁業によりマダイ等の資源量は安定推移、南方系魚種の来遊増加 ・魚病被害が深刻化する一方で魚類養殖は生産量増加、藻類・真珠・カキ類養殖については減少 ・「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた下水処理場の栄養塩類管理運転の実施・効果検証 2－2 漁業経営の現状 ・人口減少・高齢化により、漁業就業者数は6,108人（H30）から4,217人（R5）へ減少 ・漁業経営体の96％が個人経営体で規模が零細、多くの小規模漁協の事業利益が赤字 ・県産水産物について、東南アジア等への輸出、首都圏等への流通が拡大 2－3 水産基盤整備及び漁村の現状 ・漁港施設、漁港海岸施設の多くで老朽化が進む一方で耐震化が未実施 ・海洋環境の変化に伴う食害生物の活性化により熊野灘沿岸の藻場の81％（H22→R3）が、埋立てにより伊勢湾の干潟の55％（S20→R2）が消失 ・南部地域の人口減少・高齢化に伴う漁村コミュニティの衰退 ・内水面地域におけるカワウの食害等の深刻化、人口減少等に伴う遊漁者の減少								
第3 基本的な方針及び主要な目標								
1 基本的な方針 将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう、水産業・漁村のめざす姿の実現に向けて、施策を推進 （1）水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築 （2）多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化 （3）災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築 2 主要な目標 人口減少・高齢化に伴う経営体数の減少を見込みつつも、漁獲量の増加及び養殖生産性の向上を図ることにより、漁業産出額を維持、増加 <table><tr><td>主要な目標</td><td>現状</td><td>令和16年度</td></tr><tr><td>漁業産出額</td><td>380億円(令和4年)</td><td>386億円(令和15年)</td></tr></table> 3 基本計画の期間 令和7～16年の10か年計画とし、おおむね5年ごとに見直し			主要な目標	現状	令和16年度	漁業産出額	380億円(令和4年)	386億円(令和15年)
主要な目標	現状	令和16年度						
漁業産出額	380億円(令和4年)	386億円(令和15年)						

第4 基本的施策		
1 基本的な施策の展開方向（基本的な方針をふまえ、基本的施策の展開方向や目標を定める） 1－1 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築 1－1－1 水産資源の維持及び増大 ○ 資源評価の精度向上、海洋環境の変化をふまえた資源管理の推進 ○ 海上保安部等と連携した監視・取締の強化による密漁や不正に漁獲された水産物の流通の防止 ○ 漁獲量が減少しているサザエ等や藻場の回復に向けた海藻の種苗生産技術の開発 1－1－2 競争力のある養殖業の構築 ○ 高水温に強い品種、生産効率に優れた品種等の開発と普及 ○ 陸上養殖等の高水温化に対応した養殖技術や生産コストの削減に資する養殖技術の開発・普及 ○ 「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に必要な栄養塩類管理運転の在り方に係る提案 1－2 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化 1－2－1 多様な担い手の確保及び育成 ○ 県内外からの新規就業者確保に向けた「みえ漁師Seeds」による情報発信、就業フェアにおける就業相談、漁師塾・真珠塾における現場研修への支援 ○ 多様な担い手の確保に向けた就労環境の整備、水福連携の展開、スマート技術の導入 1－2－2 安定した経営体の育成 ○ 付加価値の高い魚種への転換、協業化・法人化・複合経営化、異業種との連携による経営基盤強化 ○ 省力化・効率化に必要な機器等の導入支援、災害や燃油等の価格高騰による漁業経営への影響緩和 1－2－3 水産業協同組合の経営の安定 ○ 漁協の経営改善に向けた自営事業への参入や漁協間の協業化への支援 ○ 組合員数の減少が深刻な漁協等の合併に向けた関係者への丁寧な説明・調整 1－2－4 県産水産物の競争力の強化 ○ 流通業等と連携した販路拡大、県産水産物の付加価値向上への支援 ○ 輸出先国の多角化・恒常化に向けた現地商談会等の実施、輸出に向けた衛生管理の高度化 1－3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築 1－3－1 水産業の基盤の整備 ○ 漁港施設及び海岸保全施設の地震・津波対策の実施や長寿命化対策、水産業B C P・防災技術マニュアルの適切な運用によるソフト・ハードの両面からの防災・減災対策を推進 ○ 集出荷機能の集約・強化や高度衛生管理型の産地市場の形成、漁港機能の再編・集約化 ○ 共同加工施設や冷凍冷蔵施設など水産業の生産性を高める共同利用施設等の整備を促進 1－3－2 水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造 ○ 藻場・干潟等の造成による漁場整備の推進、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動への支援 ○ 関係部局と連携し、海洋ごみの回収・処理と発生抑制対策を促進 1－3－3 活力ある漁村の構築 ○ 漁港等を活用した「海業」等新たな事業創出を支援し、漁村コミュニティを維持・発展 1－3－4 内水面地域の活性化 ○ ドローン等を活用した駆除などカワウや外来魚による食害対策への支援 ○ 漁場環境の再生・保全や漁場環境に見合った稚アユ放流など漁業権対象魚種の増殖への支援 1－4 その他の施策 1－4－1 水産に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及 ○ 産学官連携によるA I・I C T等の先端技術を活用した漁業現場のスマート化の推進等 1－4－2 県民の理解の促進 ○ 水産業や漁村が果たす多面的機能や藻場の保全・藻類養殖等におけるブルーカーボンクレジット認証に係る情報発信 ○ 「第44回全国豊かな海づくり大会」や大阪・関西万博を契機とした本県水産業の魅力等の発信 2 漁業種類別の施策の主な展開方向 10の漁業種類別に、それぞれの課題をふまえながら、基本的施策の展開方向を整理 3 地域別(水域別)の施策の特徴的な展開方向 本県を4つの地域（水域）に大別し、地域の特徴や課題をふまえ、基本的施策の展開方向を整理		

第5 計画の推進体制	○ 水産業者等をはじめ、県、県民が、それぞれの責務と役割のもと、互いに連携・協力し、一体となって取組を進める。 ○ 水産業及び漁村の振興に関する施策について、条例に基づいて作成する実施状況の報告により、議会に毎年度報告し、有識者の意見を聴くとともに、県民の方々に公表する。
------------	--

【めざす姿】・本県水産業を取り巻く状況は、観測史上最長の黒潮大蛇行の影響による高水温化等の海洋環境の変化、人口減少・高齢化に伴う担い手不足など、年々厳しさを増している。
・次世代を担う漁業者が、現在の厳しい状況乗り越えた先の将来に希望を持てるよう、「漁業生産力の向上」や「経営基盤の強化」等の取組を着実に進めることで、「水産王国みえ」の復活とさらなる発展につなげることを目標とする。

現状・課題等		主な取組		取組目標			
水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築							
・ 海洋環境の変化等の影響から、マイワシ、サバ類等の資源量が大幅に減少 ・ 藻類、真珠、カキ類養殖において、へい死や生育不良が深刻化しており、生産量が減少		【沿岸水産資源の回復】 資源評価の精度向上、海洋環境の変化に対応した資源管理の推進、栽培漁業対象魚種の拡充 【養殖業の生産性向上】 新たな品種や養殖技術の普及、栄養塩類管理運転の推進					
多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化							
・ 人口減少・高齢化の進行により、漁業就業者数が6,108人（H30）から、4,217人（R5）に減少 ・ 漁業経営体の96%が個人経営体で規模が零細 ・ 漁協の経営基盤の強化に向け合併は進んできたものの、多くの小規模漁協の事業利益が赤字 ・ 県産水産物の東南アジア等への輸出や首都圏等への流通拡大		【新規就業者の確保】 「みえ漁師Seeds」や漁師塾の活用、外国人・障がい者を含む多様な人材の活用の推進 【漁業経営の維持・発展】 協業化・法人化・複合経営化、異業種との連携、省力化・効率化技術の普及、燃油・配合飼料等の価格高騰対策 【漁協経営の安定】 漁協の組織・経営基盤の強化に向けた合併 【県産水産物の競争力強化】 流通関係事業者等との連携、販路拡大・輸出先の多角化					
災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築							
・ 大規模災害発生リスクが高まり、自然災害が激甚化・頻発化する中、漁港施設、漁港海岸施設の多くで老朽化が進行、また、耐震化が未実施 ・ 海洋環境の変化に伴う食害生物の活性化により外海域の藻場の81%（H22→R3）、埋立てにより干潟の55%（S20→R2）が消失 ・ 南部地域の人口減少・高齢化に伴い漁村コミュニティが衰退 ・ 内水面地域におけるカワウの食害等の深刻化、人口減少等に伴う遊漁者の減少		【水産基盤の整備】 漁港施設等における防災・減災・長寿命化対策 【漁場環境の保全】 藻場・干潟等の造成、食害対策等による藻場保全 【漁村コミュニティの維持・発展】 「海業」等の地域資源を活用した新たな事業創出 【内水面地域の活性化に向けた遊漁者の確保】 カワウや外来魚による食害対策、稚アユ放流					
その他の施策							
・ 漁場環境情報のリアルタイム発信等のICTを活用した新たな技術開発を推進 ・ 本県水産業・漁村や県産水産物の魅力等を幅広く伝えるための情報発信の強化		【新たな技術の開発】 海洋環境の変化への対応や生産性向上に向けた産学官連携によるスマート化の推進等 【県民の理解促進】 SNSやメディアの活用による魅力発信					

主要な目標

漁業産出額
380億円
(R4)
↓
386億円
(R15)

漁船漁業
産出額

204億円
(R4)
↓
210億円
(R15)

養殖業
産出額

176億円
(R4)
↓
176億円
(R15)